

Climate-related financial disclosure

Good Group Climate
(International) Limited

For the reporting period 1 January 2025
to 31 December 2025

International GAAP®



The better the question. The better the answer.
The better the world works.

EY

Shape the future
with confidence

はじめに

「EY Illustrative Climate-related disclosure of Good Group Climate (International) Limited(以下、「当社」)」は、IFRSサステナビリティ開示基準の開示要求事項への準拠を支援するために作成されました。この初版は、IFRSサステナビリティ開示基準の適用初年度に適用可能な「気候ファースト」の経過的な救済措置の適用を選択した企業によるIFRSサステナビリティ開示基準の適用の開示例を示しています。

IFRSサステナビリティ開示基準の導入は、財務報告の世代交代と呼ばれ、多くの法域においてこれらの基準を自国の市場で採用する、又は採用計画を発表するに至りました。これまででもさまざまな企業が、気候関連財務情報開示タスクフォース(Taskforce on Climate-related Financial Disclosures)やその他の類似の枠組みの下で任意開示を行ってきましたが、IFRSサステナビリティ開示基準の導入は、これらの開示に新たな焦点と期待をもたらすものです。IFRSサステナビリティ開示基準に従い作成されたサステナビリティ関連財務開示は、要求事項への理解度が向上し、開示実務が洗練するにつれて進展することが予想されます。そのため、本書に示されている開示例も、本書又は関連資料の将来のバージョンで進展、洗練されていくことが予想されます。

気候関連のリスク及び機会は、世界のビジネス環境を急速に変化させており、企業は現在のビジネス戦略をこの変化に適応させること、及び一般目的財務報告書の透明性とつながりを高めることを余儀なくされています。気候変動への対応が急務となる中、投資家をはじめとする一般目的財務報告書の主要な利用者は、気候関連事項が企業の事業、戦略、財務業績/財政状態にどのような影響を与えるかについて、企業が明確で実行可能かつ包括的な開示を提供することを期待しています。

本書は、IFRSサステナビリティ開示基準の「気候ファースト」適用時に要求される開示例を示しています。本書は、開示作成者が、IFRSサステナビリティ開示基準の内容を組み込んだ要求事項又は法域固有の規制を理解し適用する際の指針となることを目的としています。

サステナビリティ関連財務開示を作成するすべての企業は、報告システムとプロセスが強固で透明性のある開示を提供できるかを検討することも奨励されています。本書で紹介されている開示例は、企業がこれらの要求事項に対応することを支援し、気候関連情報が主要な利用者にどのように効果的に伝えられるかを示しています。

本書が、気候関連財務開示の作成に役立つことを期待しています。

Michiel van der Lof
EYグローバル コーポレートレポーティングサービスリーダー

目次

はじめに	i
1. 前書き	6
2. 戦略	10
3. ガバナンス	36
4. リスク管理	45
5. 指標及び目標	52
例示されていない開示要求事項	70
用語集	71

注意事項

本書の開示例に含まれる人物や法人、また当社グループに関連する出来事の説明は架空のものであり、開示例の説明を目的として作成されたものです。実在する人物や企業とは一切関係がありません。

本編に先立って

本書には、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が公表したIFRSサステナビリティ開示基準に基づき作成された、当社及びその子会社(以下「当社グループ」)の連結サステナビリティ関連財務開示の例が掲載されている。当社は、オーストラリアで設立された親会社を持つ架空の上場資源会社である。適用された判断及び到達した結論は、当社グループの架空の特定の状況に基づいている。本開示例に記載された情報の詳細から判断や結論を導き出すことはできない。

IFRSサステナビリティ開示基準は、ISSBが公表する2つのサステナビリティ基準を指す。

- IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」
- IFRS S2号「気候関連開示」

本書の初版は、IFRSサステナビリティ開示基準の適用初年度に使用することを選択できる、IFRS S1号の「気候ファースト」の経過的な救済措置を適用することを選択した企業を例示している。「気候ファースト」の経過的な救済措置により、企業はIFRS S1号及びIFRS S2号を適用する初年度に、気候関連のリスク及び機会(IFRS S2号に規定)についてのみ報告することができる。企業がこの救済措置を適用する場合、その旨を開示する必要があり、また、比較情報に関する経過的な救済措置がここでも適用されるため、企業はIFRS S1号及びIFRS S2号を適用する初年度に気候関連(又はその他のサステナビリティ関連財務情報)の比較情報を開示する必要はない。適用2年目は、気候関連財務情報のみの比較情報が必要になる。

目的

この一連の気候関連財務開示の例は、気候関連財務開示の作成を支援するために、「気候ファースト」の経過的な救済措置を適用してIFRSサステナビリティ開示基準の要求事項を満たすように作成されている。これらの気候関連財務開示に含まれる特定の項目は、例示のみを目的としている。必要に応じて、インプットの仮定や考慮事項を反映するために、EYの解説が含まれる。

本サステナビリティ報告開示例の利用方法—企業の実態に即した開示に向けて

本書は、IFRSサステナビリティ開示基準の要求事項に準拠して、企業がどのような開示を作成するかを検討するために、利用することが推奨される。本書における当社グループの開示を作成する際に行われた評価及び判断は、当社グループ及びそのバリュー・チェーンの架空の事実及び状況に基づいた固有のものである。従って、IFRSサステナビリティ開示基準を適用する企業は、追加的な又は異なる開示を含めることを求められる場合があり、それらの開示の内容は、当該特定の企業とそのバリュー・チェーンの事実及び状況に基づくことになる。

解説は、開示規定の根拠を説明するため、又は本書の気候関連財務開示例に含まれていない代替的な開示を取り上げるために提供されている。より網羅的な開示要求事項のリストについては、EYのISSB Climate-related disclosure checklist(日本語版:[IFRS S2号「気候関連開示」開示チェックリスト](#))を参照されたい。IFRSサステナビリティ開示基準の適用と解釈について疑問が生じた場合には、関連する基

準、EYのInternational GAAP(日本語版:[「International GAAPシリーズ 2025」国際サステナビリティ開示基準パート](#))などの外部出版物を参照し、必要に応じて適切な専門家の助言を求めることが必要である。

2024年12月31日時点のIFRSサステナビリティ開示基準

本開示例に適用されるIFRSサステナビリティ開示基準は、2024年12月31日時点で公表されたものであり、2024年1月1日以降に開始する年次期間から適用される。本開示例は、基準が公表・改訂されるたびに継続的な更新が必要となることに留意することが重要である。本資料の利用者は、2024年12月31日からサステナビリティ関連財務開示が公表される日までの間に、IFRSサステナビリティ開示基準の要求事項に変更がないか確認することが必要である。

準拠表明

IFRS S1号は、サステナビリティ関連財務開示がIFRSサステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠している企業に対し、IFRSサステナビリティ開示基準への準拠に関する明示的かつ無限定の表明を行うことを求めている。企業は、サステナビリティ関連財務開示がIFRSサステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠していない限り、IFRSサステナビリティ開示基準に準拠していると記述してはならない(セクション1.1.1を参照)。

日本語翻訳版について

オリジナル版(英語)にて脚注されている、関連するIFRSサステナビリティ開示基準の項目に対応する形で、日本のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)から公表された以下の3つのサステナビリティ開示基準(以下あわせて「SSBJ基準」という。)の参考番号(BC:結論の背景)も加筆している。

- 適用基準: サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
- 一般基準: サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」
- 気候基準: サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

本書に例示されていない開示要求事項

重要性

IFRS S1号は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある情報を開示しなければならないと定めている。サステナビリティ関連財務開示の文脈において、情報を省略したり、誤表示したり、又は不明瞭にした時に、一般目的財務報告書の主要な利用者が、それらの報告書に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合、情報には重要性がある。これには、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示の両方が含まれる。本書は、当社グループ及びその主要な利用者にとっての重要性の概念を考慮して作成しているが、重要性をどのように適用すべきかを示すものではなく、重要性の判断は企業固有のものである。そのため、IFRS S1号においても、重要性に関する閾値を規定したり、特定の状況において何が重要であるかを事前に決定したりしていない。この一連の開示例は、重要性の概念が報告書全体にどのように適用されるかを示すものでもない。

判断、不確実性及び誤謬

IFRS S1号は、サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で行った判断に関する情報を開示することを企業に求めている。また、IFRS S1号では、企業に対して、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値又は財務的影響に最も重大な影響を与える不確実性を主要な利用者が理解できるようにする情報を開示することを求めている。その際、企業は、開示される数値のうち、測定の不確実性が高いものを識別し、それぞれの数値について、以下を開示する必要がある。

- (i) 測定の不確実性の源泉
- (ii) 企業が数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断

本書における開示例は架空の事実と状況に基づいているため、判断と測定の不確実性に関する開示は、必ずしもIFRS S1号及びIFRS S2号のすべての要求事項に対応しているとは限らない。

この一連の気候関連財務開示例は、前期の報告で誤謬が識別されなかったことを前提としているため、誤謬の訂正に関する開示例は示されていない。

プロポーショナリティ

IFRSサステナビリティ開示基準には、一部の企業が基準内で特定の要求事項を適用することが困難である可能性があるという懸念に対処するためのプロポーショナリティのメカニズムが含まれている。これらのプロポーショナリティのメカニズムには、次のものが含まれる。

- 企業のスキル、能力及び資源の考慮
- 報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いること

上記のプロポーショナリティ要求事項の適用については、本書では例示されていない。

比較情報

IFRS S1号は、報告期間に開示されるすべての数値及びその他の関連情報について、前期に係る比較情報を開示することを企業に要求している。これらの開示には、報告期間に開示されるすべての数値、説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報について、サステナビリティ関連財務開示を理解する上で有用である場合、前期に係る比較情報を含める必要がある。報告初年度には、IFRS S2.C3で付与された経過的な救済措置を適用することが認められている。この資料は、報告初年度の要求事項を示すことを目的としているため、比較情報の開示は例示されていない。

つながりのある情報

IFRS S1号では、一般目的財務報告書の利用者が、情報が関連する項目の間のつながり及び企業が提供する開示の間のつながりの両方を理解できるようにする情報を企業が提供することを要求している。企業は、一般目的財務報告の一環として、企業が提供する以下の開示の間のつながりを開示する必要がある。

- (i)サステナビリティ関連財務開示内のつながり
 - (ii)サステナビリティ関連財務開示と企業が公表するその他の一般目的財務報告書(関連する財務諸表など)との間のつながり
- また、サステナビリティ関連財務開示の作成にあたっては、可能な範囲で、関連する財務諸表の作成に用いるデータや仮定と整合的なデータや仮定を用いることが求められている。上記のつながりのある情報に係る要求事項の適用は、本開示例内においてそれらのつながりがある範囲でのみ説明されている。この開示例に含まれていない開示要求事項の詳細については、例示されていない開示要求事項のセクションを参照されたい。

構造

IFRSのサステナビリティ開示基準で求められる開示の表示順序については、特段の定めがない。むしろ、企業の サステナビリティ関連財務開示の表示は、情報をどのように伝達するのが最善かについて、報告する企業の裁量に委ねられている。

本開示例の目的上、コアコンテンツの開示(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標に関する開示)は、架空の報告企業グループの首尾一貫した情報の開示を容易にすると考えられる方法で整理されており、IFRSサステナビリティ開示基準における開示要求事項の順序に従うものではない。この判断は、このアプローチにより、開示の「理解可能性」(基準で規定されている情報の質的特性の一つ)が向上するとの判断に基づくものである。ただし、これは当社グループの特定の架空の状況及び報告書に含まれる情報の性質を反映しており、他の報告企業には適用されない場合がある。従って、一部の開示要求事項は、本書の複数の段落又はセクションに含まれる例示によって達成される場合がある。それとは逆に、一つの段落が異なる開示要求事項に対応している場合もある。

1. 前書き

開示例に適用される主な事実

- 当社グループは、2025年1月1日から2025年12月31日までの年次報告期間について、IFRSサステナビリティ開示基準に準拠した最初のサステナビリティ報告を作成している。つまり、IFRSサステナビリティ開示基準は2024年1月1日以後に開始する年次報告期間から適用されるが、当社グループは2025年1月1日以後に開始する年次報告期間から初めてIFRSサステナビリティ開示基準を適用している。
- 当社グループは、連結財務諸表と整合した形で、連結グループのサステナビリティ関連財務開示を含む「サステナビリティ報告」を作成している。当社グループの連結財務諸表及び当該財務諸表の注記は、開示例には含まれていない。
- 報告期間終了後、気候関連財務開示の公表が承認されるまでの間に、取引その他の事象又は状況は発生していない。
- 当社グループの財務諸表における表示通貨は米ドルである。そのため、当社グループのサステナビリティ関連財務開示における金額の単位も米ドルで表示している。

1.1 Good Group Climate (International) Limited サステナビリティ報告

1.1.1 サステナビリティ関連財務開示

本報告書は、当社及びその子会社の2025年12月31日に終了した年度に関するサステナビリティ関連財務開示をまとめたものです。当社グループのサステナビリティ関連開示は、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が公表するIFRSサステナビリティ開示基準に準拠して作成されています。

S1.72
適用基準79

本年度がIFRSサステナビリティ開示基準の適用初年度となるため、当社グループは、以下の事項を選択しています。

- 本年度に限り、気候関連のリスク及び機会に関する情報のみを開示することを認める経過措置を適用すること
- 本報告書において比較情報を開示しないこと

翌年度以降、当社グループのサステナビリティ関連財務開示一式には、短期、中期又は長期にわたって当社グループの見通しに影響を与えると合理的に見込み得るすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報が含まれる予定です。

本報告書は、当社グループの連結財務諸表と同じ連結報告主体及び報告期間について作成されており(財務諸表の「注記X.2 連結の基礎」を参照)、親会社及びそのすべての子会社の気候関連情報を含んでいます。

S1.20
適用基準5
S1.22
適用基準7

本報告書は、2026年3月X日の取締役会決議により、公表が承認されました。

IFRSサステナビリティ開示基準に関する解説

IFRS サステナビリティ開示基準は、企業に対してサステナビリティ関連財務開示の公表承認日を開示することを明示的に要求しているわけではないが、該当情報は、利用者が報告期間の開示がいつ確定されたかを理解する上で有用である。

IFRS S1.64 では、企業はサステナビリティ関連財務開示を、関連する財務諸表と同時に、かつこれらと同じ報告期間を対象として報告することを求めている。グループが IFRS S1 号を適用する最初の年次報告期間において、経過措置(IFRS S1.E4)を適用することにより、関連する財務諸表を公表した後にサステナビリティ関連財務開示を報告することを選択できる。

ただし、本開示例においては、当該経過措置は適用していない。

1.1.2 企業情報

当社グループは、オーストラリアに本社を置く、鉱業及びエネルギー資源の採掘・生産を専門とする多国籍企業です。1975年に設立され、オーストラリア、北米、ラテンアメリカ、アフリカに資産を有し、世界中で事業を展開しています。当社グループは、すべての業務において安全性と効率性を優先するとともに、環境負荷の最小化に常に取り組んでいます。当社グループは、長年にわたり、資源の採掘及び生産において豊富な経験を積み重ねてきました。事業及び投資を通じて、原料炭、鉄鉱石、アルミニウム、石油、重要鉱物、さらに再生可能エネルギーなどを含む、世界有数の重要な資源の生産に携わっています。

当社グループは革新的な方法と先進的な技術を駆使して、常に業界の最前線に立ち続けています。10,000人を超える多様な従業員を雇用しており、それぞれが卓越した基準を維持することに専念しています。チームは複数の分野と地域にまたがっており、当社グループに幅広いスキルセットと専門知識をもたらしています。このチームは、世界中のすべての事業において倫理的なビジネス慣行を徹底することに全力で取り組み、責任ある資源管理と、事業を展開する地域社会及び環境への尊重という基本理念によって組織されています。

当社グループの鉱山、油田、再生可能エネルギー資産の多くは長期間の耐用年数を有しており、最長で35年に及びます。

鉱物の採掘・精製、又はエネルギーの生産に関連するプロセスは、商品の種類やその用途によって異なります。採掘された鉱物又は生産されたエネルギーに応じて、当社グループは商品を顧客に出荷する前に加工又は精製する作業を行います。採取及び製品販売前に行われる加工処理又は精製作業は、通常、当社グループの設備及び施設を用い、当社グループの従業員によって実行されます。製品の顧客への輸送には、通常、鉄道、パイプライン、送電線などのインフラ施設、及び国際顧客向け輸送用の港湾施設や船舶が一般的に用いられます。商品の種類や事業の所在地に応じて、使用されるインフラ資産は当社グループ又は第三者に所有されている場合があります。

鉱業及びエネルギー資産の開発と建設は、通常、当社グループの従業員及び指導を受けた地元の請負業者によって行われます。鉄道や港湾などの大規模な公共インフラ資産の建設は、大手エンジニアリング・建設会社によって行われます。大規模な採掘設備は、世界中の大手国際設備メーカーから調達しています。

コモディティ商品は、コモディティ商品と市場の状況の両方に応じて、長期契約、短期契約、又はスポット販売を通じて販売されます。鉱物及び石油製品は、製品を自社の製造又は生産プロセスにおける原材料として使用して、最終的に完成品に組み込む顧客に販売されます。鉱物及び石油製品に対する需要は、通常、世界的なマクロ経済要因及び代替品との価格差に基づいています。発電された再生可能エネルギーは、エネルギー市場の運営者やエネルギー小売業者によって購入されます。

また、当社グループの本社オフィスでは、国内外のサプライヤーから商品やサービスを調達しています。固定資産と人件費以外の主な費用項目は、電気使用量、クラウドコンピューティングとデータストレージサービス、出張費などです。当社グループは、さまざまな資源の生産プロセスにより持続可能な技術を取り入れることを目指す初期段階の開発プロジェクトにも既に投資しており、グリーン水素及びアンモニア分野への投資も推進しています。

1.1.3 バリュー・チェーン情報の見積り

気候関連のリスク及び機会の評価にあたっては、過大なコストや労力を要することなく、利用可能なすべての合理的かつ裏付け可能な情報を用いて、上流と下流のバリュー・チェーンを考慮し、気候関連のリスク及び機会を包括的に理解することを検討しました。

当社グループは、バリュー・チェーン全体から収集したデータを活用し、定量的指標と財務的影響を開示しています。定量的指標や数値を直接測定できない場合、利用可能な内部情報及び外部情報(業界ベンチマークやその他の代替指標を含む)を使用してバリュー・チェーンの指標を推計します。

例えば、スコープ3の温室効果ガス(GHG)排出量には、業界平均の排出係数を利用してインプットの推計を行っています。GHG排出量の計算の精度は、データの品質と使用される代替指標の代表性に依存します。同様に、将来予想される財務的影響の推計も、リスクモデルの基礎となる前提条件とシナリオの影響を受けます。

当社グループは、これらの指標の精度向上に継続的に取り組んでいます。具体的には、データ収集と報告システムの改善に投資し、より精度の高いデータの取得のためにクライアントと連携し、バリュー・チェーン排出量算定手法の精緻化に向けた業界イニシアチブへ参加しています。さらに、気候変動がグループのポートフォリオに及ぼす潜在的な影響をより適切に捉えるために、財務リスクモデルの高度化を進めており、将来のサステナビリティ報告において、予想される財務的影響のより正確な見積りを提供することを目指しています。

2. 戦略

注釈

「戦略」セクションにおいて:

- 戦略セクションには、当社グループの気候関連のリスク及び機会、レジリエンス評価が例示されている。これには、現在及び予想される財務的影響を含む、移行リスクと物理的リスクの例が含まれる。

2.1 事業戦略

当社グループの事業戦略は、鉄鉱石、アルミニウム、石油資産を含む主要商品のレジリエントな長期ポートフォリオを責任を持って管理し、大規模な再生可能エネルギープロジェクトを建設・管理し、ネットゼロ世界への移行を支援する重要鉱物と再生可能エネルギープロジェクトに投資することです。これらのプロジェクトは、多額の初期資本コストを含み、通常10年から35年の長い耐用年数を持つため、グループは投資した多額の資本に対して商業的利益を生み出すことができます。



当社グループは、短期(報告日から24か月後の2027年)、中期(報告日から7年後の2032年)、長期(報告日から25年後の2050年)の3つの時間軸で、気候変動の影響がどのようなものになるかを検討しています。これらの時間軸は、グループの戦略的優先事項、予想されるサステナビリティに関する取り組みの進捗、及び資産と投資の長期的な回収期間とも整合しています。

S2.10(d)
気候基準
19(4X5)

当社グループの世界観

世界全体がGHG排出量の削減に向けてどの程度行動するか、またその時間軸には、高い不確実性があります。これは、温暖化のレベル、タイミング、及び気候事象の予測に影響します。また、世界中の各地域が同程度に、同様の時間軸で行動する可能性は低く、産業セクターもネットゼロへの異なる道筋を辿ることから、GHG排出量を削減するためのパスウェイはほぼ無限にあります。

これらの複合的な複雑さを管理するために、当社グループの戦略と事業計画は、グローバルのGHG排出パスウェイに対する特定の予測に基づいて行われてきました。この将来の排出パスウェイは、当社グループの気候関連のリスク及び機会、及び潜在的な財務的影響を評価する目的で使用されています。そして、気候関連のリスク、機会、及び財務的影響に関するストレステストを実施するために、シナリオ分析が行われました。

当社グループの将来の排出パスウェイは、以下に基づいて設定されています。

- グローバルの GHG 排出量と気候変動の物理的影響が、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の SSP1-2.6 シナリオと一致するという仮定 XYZ から提供された気候分析情報を使用してモデル化した、法域のコミットメントとセクターの技術進歩の分析

その後、シナリオ分析では、IPCCのSSP1-1.9(高移行リスク)シナリオとSSP5-8.5(高物理的リスク)シナリオを用いて、当社グループの戦略、事業計画、リスクに対するストレステストを行います。

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

企業の戦略と事業計画は将来を見据えたものである。企業が戦略を立て、事業計画に着手する時、その企業は、将来の見通しに影響を与える可能性のある将来の条件について見解を述べることになる。これらの条件には、とりわけ、ビジネス要因、経済的要因、環境要因が含まれる場合がある。この開示例における上述の「当社グループの世界観」では、当社グループが世界観として選択した排出経路であり、戦略や事業計画における前提を反映している。IFRS S2 号では、企業が代替シナリオ(代替の排出パスウェイを参照する場合もある)を使用してシナリオ分析を行うことにより、戦略とビジネスモデルのレジリエンスを評価することが求められている。

2.2 事業に影響を与える気候関連のリスク及び機会

気候変動の物理的影響と排出量ネットゼロ経済への移行は、程度の差はあるものの、当社グループの事業領域とバリュー・チェーンの一部に影響を与える可能性があります。気候変動は、個別のリスク及び機会の両方をもたらすだけでなく、規制リスク、資本へのアクセス、投入コスト、健康と安全などの他の戦略的及び経営上のビジネスリスクに影響を与えるため、脅威を増幅させるものともなります。当社グループが気候に影響を与えることも認識されており、当社グループは、気候関連のリスクを管理し、低炭素経済への移行がもたらす機会を捉るために、環境フットプリントを最小限に抑えることを目指しています。

S2.10(a)
S2.10(b)
気候基準
19(1)
19(2)

当社グループは、気候関連のリスク及び機会が当社グループのビジネスモデルとバリュー・チェーンに及ぼす現在の及び予想される影響を識別、判断するための評価を実施しました。本評価では、異常気象によるインフラへの物理的リスクや再生可能エネルギーの提供拡大といった機会など、特定された気候関連のリスク及び機会が集中している、ビジネスモデル及びバリュー・チェーン内の具体的な領域を識別しました。本評価を実施するにあたり、当社グループは、ISSBの「IFRS S2の適用に関する産業別ガイダンス」に規定された産業別の開示トピックを参照し、その適用可能性を検討しました。

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

以下の開示例は、当社グループに存在するさまざまなりスクに焦点を当てて詳細を示している。この開示例は完全ではなく、グループの戦略とビジネスモデルに対するすべての影響を考慮しているわけではない。例えば、水管理と水ストレスは、IFRS S2号産業別ガイダンスの Volume 10 - Metals & Mining(金属及び鉱業)で識別されているサステナビリティ開示のトピックである。産業別ガイダンスは、当社グループのバリュー・チェーンに存在する気候関連のリスク及び機会を識別する際にも関連性があり、従って間接的に当社グループに影響を与える可能性がある。当社グループは、IFRS S1号に記載されている他のガイダンスの情報源の適用可能性を参照し、検討することもある。

この気候関連のリスクや産業別ガイダンスに含まれるその他のトピックは、当社グループの見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスクを表す可能性もある。本書は、当社グループに影響を及ぼし、IFRS S2号に従って開示する必要があるすべての気候関連のリスクを例示することを意図したものではないため、これらのリスクは例示されていない。

同様のアプローチが気候関連の機会の分析にも適用される可能性があるが、本書では例示されていない。

当社グループの評価では、当社グループの見通し、特に短期、中期、長期にわたるキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る以下の気候関連のリスク及び機会を識別しました。

リスク

政策 - 炭素規制にさらされるリスク
(移行リスク)

顧客需要の変化 - 化石燃料からの撤退
(移行リスク)

資産の洪水リスクに対する脆弱性
(物理的リスク)

酷暑が労働生産性に及ぼす影響
(物理的リスク)

機会

再生可能エネルギーへの投資

新たな技術と製品

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

当社グループによる気候関連のリスクの評価は、現在又は潜在的な緩和活動の影響を織り込むことなく実施されている。このリストは、他の幅広いリスクから絞り込んだショートリストであるが、他のリスクは当社グループにとって重要ではないため、捕捉されていない。

2.3 識別されたリスクが当社グループのビジネスモデルに及ぼす影響と集中度

識別されたリスク及び機会のそれぞれについて、当社グループの戦略及びビジネスモデルに与える潜在的な影響を識別しています。これらの洞察を戦略計画に統合することにより、グループは気候変動の財務、事業、評判への影響を管理することを目指しています。

S2.13(a)
S2.13(b)
気候基準20, BC
57

以下の表は、識別されたリスクとそれらのリスクがビジネスモデルに与える影響、及びリスクを管理するための緩和活動を示しています。

識別されたリスクがビジネスモデルに及ぼす影響、リスクの集中度と緩和

「当社グループの世界観」におけるリスクと状況	リスクの性質(緩和/又は適応策の考慮前)	緩和・適応策
政策 - 炭素関連規制へのエクスポージャー (移行リスク) <ul style="list-style-type: none"> ・時間軸: 短・中期 ・状況: 増加中 	<p>当社グループが事業を展開する法域において、政府が政策や規制を実行し、その結果、GHG 排出量に対して直接的又は間接的な価格(すなわち、炭素価格)が生じるリスクがあります。通常、当社グループの資産の 80%以上は、このような規制の対象となるセクターにあります。</p> <p>直接的な炭素価格をもたらす政策の例としては、排出量取引制度、炭素税、ベースラインやクレジット制度などがあります。</p> <p>間接的な炭素価格が設定される政策の例としては、国境炭素税、排出削減計画の義務化、エネルギー効率化計画、再生可能エネルギー計画の義務化などがあります。</p> <p>また、ステークホルダーからの GHG 排出量のさらなる削減や、より積極的な目標を達成するためのオフセットの購入を求めるプレッシャーにより、当社グループの事業に炭素価格が適用されるリスクもあります。</p> <p>一部の資産は既に直接的又は間接的な炭素価格の対象となっており、これらの制度がより野心的になり、炭素価格を押し上げるリスクがあります。</p> <p>事業全体で実施された定量的モデリングでは、炭素価格は短期的には X 米ドルから X 米ドル、中期的には X 米ドルにも及ぶことが示されています。</p>	<p>脱炭素化戦略では、2050 年までに排出量ネットゼロを達成するための野心的な目標を検討し、排出削減目標を定めています。</p> <p>資本予算には、エネルギー集約型の事業における再生可能エネルギー源への投資が含まれています。2022 年には、Zephyr123 風力発電所(ブラジル)と Solaria456 太陽光発電所(オーストラリア)の 2 つの再生可能エネルギープロジェクトが完了し、ブラジルとオーストラリアにおける事業の 9 抱点のうち 6 抱点において再生可能エネルギーが利用されました。</p> <p>X 百万米ドルの資本は、採掘用フリートの電動化の研究開発のためのシード投資に提供されています。グループの資本予算は、ラテンアメリカとオーストラリアに所在する鉱山の完全電動化のために、X 百万米ドルを追加投資しています。</p> <p>今後 10 年間にわたるオーストラリアと米国における石油・ガス事業関連の 2 つの二酸化炭素回収・貯留(CCS)パイロットプロジェクトに対する資本投資が承認されたことに加え、当社グループはアジアでの新規植林資産の開発に由来する炭素除去クレジットの独占的なオフティク契約を締結しました。</p>

S2.13(a)-(b)
気候基準20,
BC57
S2.14(a)(i)-(iii)
気候基準28(1),
29(1X2),
BC65, BC66
S2.14(b)
S2.10(c)
気候基準19(3)
S2.22(a)(i)
気候基準39(1)

「当社グループの世界観」におけるリスクと状況	リスクの性質(緩和/又は適応策の考慮前)	緩和・適応策
顧客の需要の変化 (移行リスク) ・時間軸:中・長期 ・状況:増加中	<p>代替エネルギー源(太陽光、風力、水力など)によるエネルギーへのグローバルな転換は、化石燃料の需要の将来的な減少につながると予想されています。そのため、当社グループの産出(石油や原料炭など)は、中長期的に世界中の顧客が化石燃料から転換するため、特に脆弱です。</p> <p>原料炭からの当期の収益は、国際的な強い需要により、比較的安定していました。長期的な原料炭の需要の減少は、石油よりも遅れて生じる可能性はありますが、長期的なモデリングでは、顧客が水素を還元剤として使用する形へますますシフトしていくため、下流における CCS の使用を除く販売量が XX%～YY% 減少することが示されています。</p> <p>中長期的には、石油販売量の XX%～XX% の減少が推定されることから、石油事業からの石油収入は大きな影響を受けることが見込まれます。</p>	<p>中長期的には、水素やグリーンアンモニアなどの代替エネルギー資産、再生可能エネルギー部門、重要鉱物(特にコブラ 789 の拠点やニッケル 234 の拠点、その他のリチウム、ニッケル、銅のプロジェクト)のポートフォリオの拡大に、資本を再配分する計画です。</p> <p>また、当社グループは、2050 年以降も鉄鉱資産が商品構成の一部であり続けることを視野に入れ、水素還元に関連する研究開発への投資を継続していきます。</p> <p>現存の石油ガス田の大部分は、2030 年から 2035 年の間に枯渇すると予想されているため、当初の予測期間まで稼働し続ける可能性があります。また、埋蔵物に CO₂ が高濃度で存在し、炭素価格が収益性に影響を与えることから、早期閉鎖のリスクを有した資産(北米のヘリオスとクリムゾン)(ラテンアメリカのザハラ)(オーストラリアのタイタン)が少数あります。</p> <p>当社グループは、新たな製品/鉱物への移行に取り組む顧客(石油及び原料炭の顧客など)と直接的に協同しています。</p>
洪水リスク、資産の脆弱性 (物理的リスク) 時間軸:短・中・長期 状況: 増加中	<p>異常気象により、サプライチェーンや流通経路に影響を及ぼすことがあります。アルゼンチンのザハラの拠点は、当会計年度に洪水に見舞われ、合計で X 百万米ドルの財務的影響が発生しました(以下のセクション 2.4 で詳しく説明)。</p> <p>今後 15 年間を対象とするモデリングを実施し、当社グループの既存及び新たな洪水リスクへのエクスポージャーを理解し、ビジネスのレジリエンスを最適化するための適切な取り組みを実施しています。その結果、当社グループは、ザハラ島内の影響の大きさは重大であり、メタビルの拠点(オーストラリア)とトバーズ(南アフリカ)のエクスポージャーは限定的であると認識しました。ザハラの拠点については、短・中・長期にわたって予想される影響についての詳細を把握するため、以下に記載の詳細な評価が行われました。短期のエクスポージャーは依然として重大ですが、緩和策により 2035 年までにエクスポージャーのリスクの減少が期待できると認識しました。</p>	<p>洪水による財務的影響を安定させるために、炭素価格の引き上げが見込まれることも考慮して、ザハラ油田を従来の計画よりも早期に整備・保守する予定です。</p> <p>さらに、将来の洪水による損害や事業の中止から資産を保護することを意図した緩和策と適応策の実施は、将来的に事業効率にプラスの影響を与える可能性があります。</p> <p>さらに、緩和・適応策の詳細については、以下の予想される財務的影響のセクションで説明されています。</p>

S2.13(a)-(b)
 気候基準20,
 BC57
 S2.14(a)(i)-(iii)
 気候基準28(1),
 29(1X2),
 BC65, BC66
 S2.14(b)
 気候基準28(2)
 S2.10(c)
 気候基準19(3)
 S2.22(a)(i)
 気候基準39(1)

「当社グループの世界観」におけるリスクと状況	リスクの性質(緩和/又は適応策の考慮前)	緩和・適応策
猛暑が労働力の生産性に及ぼす影響 (物理的リスク) 時間軸: 中・長期 状況: 安定	<p>猛暑は、特に当社グループのオーストラリア、南アフリカ、ブラジルでの事業において、オペレーションリスクを増大させています。</p> <p>高温が長引くと、従業員の生産性、機器の誤作動、メンテナンスコストの増加に影響を与える可能性があります。一部の現場拠点で冷却の必要性が高まっており、追加のエネルギーコストは暑さの影響と関連しています。当社グループでは、当年度の全事業において、熱ストレスにより 2 日間休業した従業員数は 868 名でした。これにより、当会計年度に請負業者を追加で雇用するための関連費用は X 百万米ドルでした。</p> <p>さらに猛暑は、採掘作業に不可欠な水資源にも影響を与える可能性があります。水不足は悪化する可能性が高く、また、水へのアクセスコストの増加、規制当局による監視の強化、潜在的な事業の中止と関連する可能性があります。</p>	<p>高温環境で働く従業員に対する職場の安全衛生対策の強化を全 17 拠点で展開しています。これらの対策の中には、定期的な暑さ対策としての休憩、水分補給所、日陰のエリアが含まれます。労働者が熱ストレスにさらされることを減少させることに焦点を当てる一方で、その後の生産量の増加によって、短中期的な柔軟な請負契約に支えられながら、失われた営業日数を部分的に取り戻し続けることが可能と認識しています。</p> <p>さらに、重要な機械の故障を減らし、パフォーマンスを向上させるために、冷却技術に対して合計 X 百万米ドルの投資が行われました。熱に耐性のある設備へのアップグレードは、2026 年に 2 つの高エクスポージャーの拠点で開始され、費用は X 百万米ドルになる予定です。</p> <p>当社グループは、リスクにさらされる拠点内の水管計画の策定に注力しています。オーストラリアの事業で実施された水管計画は、慢性的な水リスクへのエクスポージャーを軽減しました。ブラジルと南アフリカでは、事業内のレジリエンスを強化するためのさらなるプロジェクトが進行中です。効果的な水管計画へのこれまでの投資額は合計 X 百万米ドルで、2026 年にはさらに X 百万米ドルを見込んでいます。</p>

S2.13(a)-(b)
 気候基準20,
 BC57
 S2.14(a)(i)-(iii)
 気候基準28(1),
 29(1X2),
 BC65, BC66
 S2.14(b)
 気候基準28(2)
 S2.10(c)
 気候基準19(3)
 S2.22(a)(i)
 気候基準39(1)

2.4 現在及び予想される財務的影響の概要

当社グループの気候関連のリスク及び機会が当報告期間の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに及ぼす影響、及び、これらの気候関連のリスク及び機会が短期、中期、長期にわたって予想される財務的影響について、以下の表に詳述しています。

S2.15(a)
S2.15(b)
気候基準21, 23

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

上述の「当社グループの世界観」においては、短期、中期、長期的に予想される財務的影響を示すために、**洪水リスクと脱炭素化方針のみ**を例示している。他の気候関連リスクやシナリオにも、同様のアプローチを適用することができるが、本資料では、定義されたすべての気候関連リスク及び機会を網羅したリストを提示したものではない。

同様に、当社グループの気候関連の機会に関する現在及び予想される財務的影響は示されていないが、同様の概念を適用することができる。

リスク/機会	2025 年における影響	2026 年における重要性がある修正が生じる重大なリスク	短期、中期、長期の予想される財務的影響
政策 - 炭素関連規制へのエクスポージャー (移行リスク)	2025 年に重大な影響はありません。	なし。	<p>当社グループは、将来の運営コストと投資決定に与える影響を見据え、この規制変更に備えるため、内部炭素価格として X 米ドルを導入しました。</p> <p>短期的には、今後 2 年以内に新たな炭素価格が導入される可能性は低いため、政府の脱炭素政策が当社グループの財務業績に重大な影響を与えることは見込まれていません。</p> <p>この期間において運用コストへの影響は見込まれませんが、オーストラリアの石油・ガス事業に関連する 2 つの CCS パイロットプロジェクト(2027 年から今後 10 年間で開始)に対し、X 百万米ドルの設備投資が承認されました。</p> <p>中期的には、当社グループが事業を展開する国々で排出規制と炭素価格が導入されることで、2028 年には X 百万米ドルから Y 百万米ドルの運用コストが増加すると見込まれています。さらに、規制が厳しくなり、炭素価格が引き上げられることに伴い、2032 年までに運用コストは X 百万米ドルから Y 百万米ドルの間に増加する見込みです。</p> <p>これらの推計値には、当社グループが保有資産及び事業の排出原単位を削減するための緩和及び適応措置の影響、以下のセクション 5.4 に定めるカーボン・クレジットの利用効果が織り込まれています。当社グループが中期的に取得・償却を予定している新規植林プロジェクトからのカーボン・クレジットは、X 百万米ドルに達する見込みです。脱炭素政策により、炭素価格が当社グループの予測範囲を超えた場合、中期的には、少数の資産の早期閉鎖の可能性に関する見込みです。</p>

S2.16(a)
S2.16(b)
S2.16(c)
S2.16(d)
気候基準22,
BC62,63

S2.17
気候基準25

リスク/機会	2025 年における影響	2026 年における重要性がある修正が生じる重大なリスク	短期、中期、長期の予想される財務的影響
			<p>連して、X 百万米ドルから Y 百万米ドルの減損が発生する可能性があります。</p> <p>中期的な設備投資金額として、採掘用フリートの電動化に X 百万米ドル、ラテンアメリカとオーストラリアの鉱山の完全電動化に X 十億米ドル、CCS パイロットプロジェクトへの継続的な投資に X 百万米ドルの発生が計画されています。</p> <p>長期的には、当社グループの資産と事業の脱炭素化への投資により、当社グループの GHG 排出量が徐々に削減され、その結果、当社グループの炭素価格に影響を与えることが期待されます。</p> <p>[注: 脱炭素政策の導入に対する需要側の対応による財務的影響は、この開示では示されていません]</p>
変化する顧客の需要 (移行リスク)	<p>2025 年に重大な影響はありません。</p> <p>関連する資金生成単位(CGU)の減損テストの詳細については、グループの 2025 年連結財務諸表の注記 X を参照してください。</p>	<p>資産の耐用年数の短縮に基づく減損及び減価償却費の増加のリスク。</p> <p>関連する CGU の減損テストの詳細については、グループの 2025 年連結財務諸表の注記 X を参照してください。</p>	例示省略
洪水リスク 資産の脆弱性 (物理的リスク)	<p>2025 年には、サハラ(アルゼンチン)の低地の油田に深刻な洪水が発生し、その結果、当社グループの連結財務諸表に対して X 百万米ドルの財務的影響を及ぼしました。この金額の内訳は以下のとおりです。当該金額には、洪水による操業停止に起因する「機会損失」は含まれていません。</p> <p>洪水により発生した財務的影響は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害を受けたプラント及び設備の除却(X 百万米ドル)及び ・ 代替設備の取得(Y 百万米ドル) ・ 洪水により貯蔵タンクが損傷したために失われた X 百万米ドルの在庫の除却 	<p>2025 年にザハラで発生した洪水の規模は、当社グループが策定した拠点修復計画において想定されていた範囲を大幅に上回るものでした。</p> <p>これを受け、現在のリハビリテーション計画の妥当性を再評価するため、環境コンサルタントを起用しています。この見直しは、当該油田の操業終了時点におけるリハビリテーション費用の見積りに影響を与えます。なお、本見直し作業はまだ完了しておらず、さらなるエンジニアリングデータの取得と分析を待っている段階です。本見直しの結果は、2026 年に取締役会で議論され、現在の見積りと大きく乖離がある場合、当社グループのリ</p>	<p>洪水リスクによって、短期から中期にかけて、当社グループがこれらの事業から得ると見込んでいる将来キャッシュ・フローの減少が見込まれます。長期的には、気候移行計画の緩和策と適応策への投資により、ザハラ拠点の閉鎖による洪水へのエクスポージャーの規模が減少すると予想されるため、安定化することが見込まれます。</p> <p>短期的に予想される財務的影響は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水及びその後の清掃期間中に拠点にアクセス不能になること又は稼働が中止することによるビジネスの中断による影響。これらの事業の中断によって、製品の販売量への影響をもたらすのみでなく、当社グループが既存の最低配送条件の長期顧客契約から損害賠償請求を受けるリスクをもたらす。 ・ プラントや機器の損傷による、修理又は交換の必要性。 ・ 現場の清掃とメンテナンスに関連する運用コストの増加。 <p>洪水などの異常気象の頻度と深刻度を、短期間の時間軸で正確に推定することが困難であるため、洪水リスクによる短期的な財務的影響の測定には、大きな不確実性が伴います。</p> <p>中期的に追加で生じることが予想される財務上影響は、以下のとおりです。</p>

リスク/機会	2025 年における影響	2026 年における重要性 がある修正が生じる重大 なリスク	短期、中期、長期の予想される財務的影響
	<ul style="list-style-type: none"> 現場を清掃するための修理とメンテナンスの費用の X 百万米ドルの増加 <p>顧客との契約による収益は、X 百万米ドル減少しました(注 1 を参照)。当社グループは、洪水発生時及び洪水発生後の事業中断により、顧客への製品の配送が遅れたことに関連して、X 百万米ドルの損害賠償金を支払いました。これらの中断は、不可抗力の事態としては分類されませんでした。これらの影響はどちらも損益計算書に反映されています。</p> <p>当社グループは、X 百万米ドルの保険金を受け取り、これも損益計算書に反映されています。保険金と既存の運転資金は、代替備品の購入資金に充てられました(注 2)。</p> <p>詳細については、当社グループの 2025 年連結財務諸表の注記 X、Y、Z をご参照ください。</p>	<p>ハビリテーション引当金に重要な変更が生じる可能性があります(注 5 を参照)。</p> <p>また、追加の再生費用は、ザハラ CGU の資産減損モデルのヘッドルームに影響を与える可能性があり、2026 年に資産の金額に減損が発生する可能性があります。</p> <p>詳細については、当社グループの 2025 年連結財務諸表の注記 X をご参照ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 洪水の蔓延と深刻化による年間保険料: X 百万米ドルの増加(注 2 参照)。 洪水リスクを軽減又は適応するための資産改修費用: X 百万米ドル(注 3 を参照)。これらの費用は、新たな債務枠から賄われる想定(注 4 を参照)。 年間リハビリテーション費用の増加: X 百万米ドル～X 百万米ドル。これに伴い、リハビリテーション引当金(単位: 百万米ドル)が増加する見込み(注 5 を参照)。 <p>長期的には、洪水による財務的影響は、以下の前提に基づき、安定化すると予想されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ザハラ油田は、埋蔵量中の CO₂ 濃度が高く、炭素価格が収益性に影響を与えるため、閉鎖されていること(詳細は上記セクション 2.3、顧客需要の変化に関する移行リスクにおける説明を参照)。 将来的な洪水による資産損傷や事業中断を防ぐために設計された、緩和策と適応策が有効になること。これらの対策により、事業運営が効率化すること、また、将来的洪水発時の運用コストの増加による影響を相殺することが期待される。
異常高温による労働者の生産性への(物理的リスク)	本年度に契約労働者が追加で雇用され、関連コストが X 百万米ドルとなつたことによる運用コストの増加。	なし	例示省略

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

企業は、気候関連のリスク及び機会が当報告期間において自社の財政状態、財務業績、キャッシュ・フローにどのような影響を与えたかについて、定量的及び定性的な情報を開示することが求められる(IFRS S2.16(a))。さらに、IFRS S2.16(a)で識別された影響については、次の年次報告期間内において、財務諸表に記載された資産及び負債の帳簿価額に重要な修正が生じる重大なリスクがある場合には、定量的及び定性的な情報を開示しなければならない(IFRS S2.16(b))。

気候関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期にわたり、企業の財政状態、財務業績、キャッシュ・フローに与えると予想される影響を開示する必要がある(IFRS S2.16(c))。これには、気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえ、企業が財務状況、財務業績、及びキャッシュ・フローが将来的にどのように変化すると予想しているかについての開示が含まれる(IFRS S2.16(c)(d))。

本開示例において当社グループは、売上高について定性的な情報のみを開示した理由(IFRS S2.21(b))について説明している。また本開示例においては、IFRS S2.21(c)において要求されている、その気候関連のリスク又は機会と、他の気候関連のリスク又は機会及びその他の要因との複合的な財務的影響に関する定量的情報は示されていない。

開示に関する注記

注1 - 洪水リスクが当社グループの収益に及ぼす財務的影響は、洪水発生及びそれに伴う事業の混乱による商品の販売量の減少、並びに当該商品の価格(長期契約で販売されない限り、世界的な需要によって決定される)に依存しています。世界の商品価格への影響を判断するには、供給停止の規模と確率、及び需要主導の要因について、重要な仮定を置く必要があります。同様に、損傷したプラントや設備の修理や交換にかかるコストや、現場の清掃やメンテナンスに伴う運用コストの増加を見積ることは、洪水やそれに伴う事業停止の程度によって異なるため、起こりうる結果や確率の範囲が大きすぎることから、適切な見積りを行うことができません。その結果、これらの財務的影響を推定する際の測定の不確実性の度合いは非常に高く、結果として得られる定量的な情報は有用なものとはならないことが想定されます。

注2 - 当社グループが加入している保険によって、発生した一定の費用や損失が補償されることにより、財務的影響の一部はカバーされますが、今後の保険金請求の増加リスクにより、今後数年間で保険費用が増加すると予測しています。そのため、保険費用は短中期的に増加し続けることが見込まれます。しかしながら、中長期的には、当社グループがエクスポージャー低減策(洪水リスクから資産を守るために投資など)を実施することにより、保険金請求件数や規模が減少することが予想され、その結果、当社グループの保険リスクは現状の保険リスク水準と同程度まで低下することが期待されています。これにより、当社グループの保険料は、その期間を通じて安定し、場合によっては減少する可能性もありますが、保険料及び再保険市場のリスクが拡大し、保険料の価格設定にも影響を与える可能性があります。

注3 - 有形固定資産は、早期警戒システムの取得・導入や損傷した部品の交換への投資により、短期的には増加すると予測しています。この傾向は、排水システムへのさらなる投資と損傷した部品の交換へのさらなる投資により、中期的にも続していくことが見込まれます。また中期的には、リハビリテーション費用の引当金の増加(注5)により、有形固定資産も増加することが見込まれますが、長期的にはより持続可能な設備投資予算に収束し、投資コストは減少する見込みです。

その結果、対象期間の前半にはキャッシュアウトフローが増加し、その後は減少することが見込まれます。これらの投資は、損益計算書上の減価償却費(非現金コスト)の増加につながります。

注4 - 短中期的には、事業中断リスク、需要の変動、保守・清掃費用の増加により、金融機関が求める信用スプレッドの拡大により、資金調達コストは増加する見込みです。その後、緩和策や適応策への投資により、事業中断や損害リスクが軽減し、結果として財務コストの低下が期待されます。長期的には、当社グループは償還期限を迎える借入金の借り換えに際して、サステナビリティ・リンク・ボンドを活用する予定です。この債券の活用により、条件が満たされ、ペナルティが発生しないことを前提として、より低金利での資金調達が可能となることが期待されます。

その結果、資金調達に関するキャッシュ・アウト・フローは、期間の前半で増加し、その後減少すると予想されます。その期間において借入金の大幅な変動は想定されていないため、貸借対照表への影響は重要ではないと見込まれています。

注5 - 短期的には、洪水による影響が予想されるため、採掘現場のリハビリテーション費用の増加により、引当金は増加すると予想されます。中期的にもより厳しい廃止要件及びリハビリテーション要件を導入する法律の変更が予想されるため、この増加は続くことが予想されます。さらに、ザハラ(アルゼンチン)の低地の油田の操業終了時期を前倒しする決定によって、引当金はさらに増加すると予想されます。リハビリテーション費用の引当金の増加に伴い、有形固定資産の帳簿価額がそれに応じて増加することとなり、それにより減価償却費も増加することが見込まれます。

2.5 全体的な脱炭素化目標と気候変動移行計画

気候関連のリスク及び機会の程度、及びその後の潜在的な財務的影響に基づき、当社グループの取締役会は2021年3月に「気候変動移行計画」を承認しました。これは、資源資産のレジリエントな長期ポートフォリオの達成、大規模な再生可能エネルギーープロジェクトの構築と管理、ネットゼロ世界への移行を支援する重要鉱物と代替エネルギーープロジェクトへの投資という当社の事業戦略を支えるものです。

S2.14(aXiv)
気候基準
29(3)

気候変動移行計画は、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)シナリオSS1 2.6で示されたさまざまな仮定、当社グループが事業を展開する法域における国が決定する貢献(NDC)の分析、低炭素社会における商品需要の予測に基づきモデル化された、予想される世界全体のGHG排出パスウェイを利用して策定されました。

「気候変動移行計画」では、当社グループの事業及びバリュー・チェーン全体での排出量ネットゼロの目標を概説しています。気候変動移行計画は、排出削減が困難な産業における脱炭素化に関する課題を認識し、電動化やCCSなどの革新的なソリューション、代替エネルギー供給のためのパートナーシップと持続可能な取り組み、カーボン・クレジットの活用により、最初にスコープ1及び2のGHG排出量の削減を加速することに焦点を当てています。

S2.14(aXv)
気候基準
29(4)

長期的には、この戦略には、代替エネルギー生産の新たな機会を活用すること、また、鉱業ポートフォリオ全体を、重要鉱物への依存度を高めるように移行することが含まれます。また「気候変動移行計画」では、再生可能エネルギー資産の拡大に加え、新技術や自然を活用した解決策への設備投資を概説しています。気候変動移行計画における戦略の4つの柱について、以下に詳しく説明します。

脱炭素化戦略



事業の脱炭素化の主要なプラットフォームは、鉱業資産の電動化です。当社グループは現在、採掘設備や車両の電動化により、採掘プロセスにおける石油の置換に注力しています。また、当社グループのプロセスにおける電力需要の増加に対応するための追加的な再生可能エネルギーへの投資と調達にも大きく注力しています。当社グループは、経済的耐用年数の終わりに既存の機器を交換し、2026年までに電気トラックやその他の採掘機械を導入する計画で、2028年までにフリートの電動化率を20%にすることを目指します。アフリカや米国などの地域では、移行計画に、充電ステーションへのインフラ投資や電気系統のアップグレードが含まれます。当社グループは、オーストラリアとマリでの鉄鉱石採掘作業に重点を置き、既存の機械をエネルギー効率の高い代替品に改造または交換します。



現在、当社グループはバリュー・チェーンのパートナーと協力して、2035年までのスコープ3排出量の15%削減という目標の達成に取り組んでいます。当社グループは、サプライヤーや顧客との商業的パートナーシップを通じて目標の約75～85%を達成し、バリュー・チェーン全体で排出削減を推進することを期待しています。特に、当社グループは、重要な供給契約を締結する前に、契約予定のサプライヤーのGHG排出量を評価し、サプライヤーの脱炭素化への投資を支援するために長期供給契約に同意する可能性があります。さらに、特に石油・石炭生産における顧客企業と協力して、炭素による影響を軽減するための脱炭素化技術と共に解決策を探求し、支援しています。



当社グループは、高度なデジタル監視とAI駆動のエネルギー管理システムを実装することで、エネルギー集約型のプロセスを最適化するためのテクノロジーへの投資を続けています。当社グループは、排出削減目標の15～25%が製品ポートフォリオの改善と革新的な技術の採用によって達成されると推定しています。当社グループは、高品質の低炭素製品の提供を最適化するための技術への投資を継続します。



当社グループは、長期的な気候変動戦略に焦点を当てるために、ポートフォリオのバランス調整を続けています。電動化計画に加えて、グループはオーストラリアとブラジルの多くの大手エネルギー会社と協力して、大規模な再生可能エネルギーハブを構築しています。さらに、再生可能エネルギーシステムに必要な鉱物の生産を増やすために、他の採掘作業を拡大する予定です。長期的には(資産の耐用年限が到来した時)、石油及び原料炭採掘現場の既存のインフラストラクチャーを活用して、グリーン水素生産に移行します。



脱炭素化

当社グループは、GHG排出量を削減するための脱炭素化の取り組みに焦点を当てた科学的根拠に基づく方法論を活用しています。この戦略は、再生可能エネルギー源を使用してすべての電力消費を供給するように設計された再生可能エネルギーインシアチブへの投資に焦点を当てており、業務効率を向上させ、製品の生産と流通における化石燃料への依存を減らします。特にブラジルではこの戦略の実施に関して大きな進展が見られ、電力消費のエネルギーの大部分が再生可能エネルギー源から生成されています。当社グループは、エネルギー効率の向上と生産プロセスにおける化石燃料の使用を再生可能な代替品に置き換えることにより、引き続きGHG排出量の削減を目指しています。

脱炭素化戦略の4つの柱は、事業(スコープ1及び2)とバリュー・チェーン(スコープ3)のGHG排出削減を達成するように設計されています。脱炭素化戦略がどのように上記のGHG排出量の削減に適合するかについては、以下で詳しく説明します。

当社グループの目標達成に向けた戦略、依存関係、不確実性(スコープ1及びスコープ2のGHG排出量):

当社グループが、事業においてネットゼロという長期目標を効果的に達成するためには、以下の対応が必要となります。

- 運搬トラック・フリートを含む採掘作業の電動化
- 化石燃料や炭素集約型電力への依存を減らすため、すべての採掘作業(自社の再生可能エネルギー資産の建設とグリーン電力購入契約(PPA)の両方を含む)を賄うための再生可能エネルギー(太陽光と風力)の建設又は確保。当社グループは、スコープ2のGHG排出量を削減する再生可能エネルギー事業者とのPPAの活用を通じて、直接的なGHG排出量の削減を目指している。現在、電気エネルギーのXX%がこれらの長期契約を使用して供給されており、今後5年間でこれをXX%に増やすことを目指している
- 資源利用の改善、エネルギー消費を最小限に抑えるための先進技術に投資
- 生産活動からの排出を軽減するため、従来の油田、ガス田、鉱山にCCSを開発、構築
- 新規事業(水素やグリーンアンモニア施設など)の展開においては、排出量ゼロのエネルギー供給のみを利用するクローズドループとすること
- 自然を活用した解決策(natural-based solutions)及び/又は大気中からの二酸化炭素直接回収などの炭素隔離技術に投資し、スコープ1又は2のGHG排出量を相殺すること
- CCSが不可能な石油・ガス事業からの撤退
- オフセットが不可能な場合は、アセットとロケーションを再検討すること

バリュー・チェーンの脱炭素化(グループ目標達成に向けた戦略を含む)(スコープ3のGHG排出量):

スコープ3のGHG排出削減の重点分野は次のとおりです。

- 主要顧客と提携して低炭素鉄鋼技術を開発・展開すること
- 製鉄におけるバイオ炭やその他の持続可能な原料炭の代替品を探査し投資すること
- サプライヤーと協力して海運の脱炭素化に取り組むこと
- エネルギー転換を支援するために、持続可能な銅とニッケルの生産を拡大すること

当社グループにおいて、スコープ3のGHG排出目標であるネットゼロを実現するためには、サプライヤーや顧客とともに取り組む必要があります。

当社グループにおいて重要性があるサプライヤーには、運搬トラックや掘削機などの主要な採掘機器を供給するMine Supply Co.、ソーラープラントの材料を供給するSolar Factory、風力タービンやブレードを提供するWinner Windなどの大型機器プロバイダーがあります。当社グループは、これらのサプライヤーや他のサプライヤーと協力して、GHG排出量の大幅な削減を達成するために、既存の取り組みを変更することを支援するためのプログラムを、積極的に実施しています。これには、GHG排出量を確実に測定する方法や、大幅な削減を達成するためのプログラムの変更方法に関する教育プログラムが含まれます。排出量の削減量や削減時期に関する明確な目標(goals)とターゲット(targets)について、サプライヤーと合意しています。当社グループは、気候変動への影響を軽減するという野心的な取り組みの一環として、サプライヤーに対する要求事項を徐々に強化しています。既存のサプライヤーが目標を達成できない場合には、代替サプライヤーを特定、使用します。

顧客に関する戦略については、顧客と協力して技術開発に取り組むことが焦点となっています。これには以下が含まれます。

- 製鉄において原料炭の代わりに水素やバイオ炭の使用を可能にする新しい還元技術の開発
- 主要用途におけるガスの下流利用のための CCS の開発
- バンカー燃料から輸送用グリーンアンモニアへの移行におけるイノベーション
- 需要を喚起するための水素とグリーンアンモニアの下流における使用への投資
- 自然を活用した解決策や大気中からの二酸化炭素直接回収など、炭素隔離の機会を共同開発する契機の探索

主な前提条件には、クリーンテクノロジーの技術的進歩、国際的な気候変動コミットメント(パリ協定に基づいて提出された国が決定する貢献(NDC)など)との整合性、資源セクターが低排出モデルに移行する能力が含まれます。依存関係には、顧客との協力、規制によるサポート、及び地球規模の気候政策の継続的な進展が含まれます。

この戦略を採用して以来、当社グループは事業全体に気候変動への考慮を組み込み、気候目標を日常業務に統合し、ビジネスユニットのKPIを気候関連目標と整合させています。気候変動移行計画は、取締役会と環境・社会・ガバナンス(ESG)委員会によって定期的に見直され、進捗状況がモニタリングされています。初年度は大きな進歩を遂げ、サステナビリティをすべての活動にさらに深く根ざすことが重要な焦点となっています。

2.6 気候関連のリスク及び機会のビジネス戦略への統合

上記の気候関連のリスクは、物理的リスクと移行リスクの2つに分類されます。どちらも、バリュー・チェーンを通じて直接的又は間接的に事業運営に影響を与える可能性があります。当社グループのRMF(エンタープライズ・リスク・マネジメント・フレームワーク)は、これらの識別されたリスクに対処し、事業全体のレジリエンスを強化するために策定されています。当社グループのプロセスでは、直面している気候関連の物理的リスク、移行リスク及び機会を識別し、評価しました。リスク及び機会は、組織のリスクアペタイトステートメントやリスクマトリックスなど、当社グループのRMFを使用して評価され、包括的なビジネス戦略にとって重要性があるリスク及び機会、又は重大な財務的影響を及ぼす可能性があるリスク及び機会を識別しました。当社グループは、2025年に、事業投資を評価する際の資本配分プロセスにおいて、結果として生じるリスク及び機会から得られる情報を活用しました。

S2.22b(i)
気候基準
38(1)

リスク評価プロセスをさらに詳しく伝えるために、当社グループはリスクカテゴリごとにエクスポージャーの評価を実施しています。これは、異常気象、気候変動、又は当社グループの主要事業や当社グループが事業を展開する地域のバリュー・チェーンに影響を与える低炭素経済への移行によって、気候関連のリスク及び機会の影響を被る資産を含めた当社事業の割合です。気候イベントの深刻度の程度は、発生の確率、頻度、及び/又は強度によって定義されます。

S2.22b(i)(7)
気候基準
38(1)(3)

気候関連のリスク及び機会の資本配分への組み込み方

当社グループの脱炭素化戦略を実施するためには、既存事業と資産ポートフォリオのシフトの両方に多額の投資が必要になります。識別されたリスク及び機会に対応するために必要な資本は、一部のレガシー資産の寿命到達に伴う資本の再配分や、サステナブルファイナンスによる新たな資金源を活用した明確なプログラムから得られます。また、気候変動による物理的影響に備えた当社グループの資産整備や、ポートフォリオへの気候変動に対するレジリエンスの組み込みにも資本が必要になります。

S2.16(c)
気候基準
22(3), BC63

上記の識別されたリスク及び機会に対応し、当社グループの戦略を遂行するため、以下のとおり、資本配分のプロセスを細分化します。

- 計画・建設段階の再生可能エネルギー資産、及び共同支配企業パートナーの New Renew Co.とともに風力及び太陽光事業の貢収に使用される可能性のある、再生可能エネルギー開発基金(現在の共同投資は今後 5 年間で X 十億米ドルを予定)
- 気候変動による物理的リスクに対応するための資産のアップグレードに充てられる気候レジリエンス基金(年間約 X 百万米ドルの投資)
- 水素、グリーンアンモニア、CCS、重機の電動化におけるイノベーションと開発のためのシード資金を提供する新技術基金。本基金は、グループとともにこれらの技術の商業化を目指すパートナーシップも支援予定(今後 10 年間で X 十億米ドルの資金調達が見込まれ、また必要に応じて都度、特定の新技術取得に向けたプロジェクト関連の資金が追加される予定)
- エネルギー効率と GHG 排出削減プロジェクトにより重点を置いた、グループの既存の資本配分プログラムによる資本配分。これらのプロジェクトは、当社グループの内部炭素価格の実施を通じてさらに支援される予定(投資は資本ハードルレートを達成したプロジェクトによって異なる)

前年度は、気候レジリエンス基金に約X百万米ドルが使用され、新技術基金のX百万米ドルは、藻類隔離事業と水素燃料電池技術のスタートアップ企業へのシード期の投資に使用されました。

低炭素技術の開発と展開には、多額の設備投資が不可欠です。上記のように、当社グループは既にこれらの投資に多額の資金を割り当てていますが、脱炭素化の目標を達成するためには、追加の外部支援とイノベーションが必要になります。その戦略の一環として、グループは必要な資本の約XX%を、外部資金源を通じて配分することを計画しています。さらに、資本の一部は、ダイベストメントとポートフォリオのバランス調整を通じて調達されます。これには、当社グループの石油セグメント内の潜在的な資産の処分や、異常気象や海面上昇の影響を非常に受けやすい地域にある特定の鉱業資産など、気候変動の影響により高い物理的リスクにさらされる事業が含まれる可能性があります。例えば、当社グループは、石油セクターにおける高排出資産、特に脱炭素経済における成長の可能性が限られている資産の売却の可能性を検討しています。これらの売却は、ポートフォリオをサステナビリティ目標に整合させ、将来の内部炭素価格や規制変更のリスクにさらされる資産のエクスポージャーを削減するための、グループの広範な戦略の一環として検討されています。

売却に加えて、当社グループは、高排出の加工オペレーションの一部を、より良好な環境条件又は再生可能エネルギー源へのアクセスがより良好な場所に移転する可能性を検討しています。より持続可能なインフラを持つ地域や、低炭素エネルギー・ハブに近い地域に事業を移すことは、長期的に当社グループの移行を加速し、排出量を削減するために重要です。この戦略的な転換には、当社グループによる、運用コストを抑えながら最先端の低炭素技術を導入できる地域への再投資も含まれる可能性があります。

低炭素技術は特に短中期的にはまだ市場で十分に競争力を持っていないため、移行に伴う初期費用は莫大なものとなることが想定されます。低炭素技術の運用コストは、導入の初期段階では高くなると予想されます。そのため、インセンティブ、炭素価格、補助金などの政策措置は、当社グループの国際競争力を維持し、将来的な低炭素社会への移行を容易にするために極めて重要です。これらの措置は、高い初期運用コストを相殺し、低炭素プロジェクトへの大規模投資にとってより有利な環境を作り出すために役立ちます。

すべての投資決定と投資計画の提案は、当社グループの脱炭素化目標と整合するかどうかについて、厳格な評価を受けています。内部炭素価格は、すべての評価に反映されます。各提案は、新規プロジェクト及び投資が当社グループの長期的なサステナビリティ目標をサポートしているかについて評価を受けるため、潜在的な炭素への影響と投資要件の両方の観点から評価を受けている。このプロセスは、排出目標の達成に貢献した上で持続可能な投資収益率を維持するプロジェクトに対する、当社グループの投資を支援します。

内部炭素価格の活用方法

2020年以降、当社グループは、低炭素投資を推進し、社内の行動を変えるために、内部炭素価格を導入しています。内部炭素価格はポートフォリオ全体に適用され、気候による影響を考慮しながら、意思決定を行い、財務的影響を評価し、低炭素技術への投資を推進します。当社グループでは、シャドープライス(全事業における排出量取引スキームをシミュレーション)を組み合わせて、プロジェクトのコストがX百万米ドルを超える戦略的評価に対しては、現在、CO₂換算トン当たりX米ドルに設定されています。これらの価格レベルは毎年見直され、規制の動向、市場動向、パリ協定の目標との整合性をモニタリングするため、さまざまな気候シナリオに対してテストされています。内部炭素価格と価格を決定するために使用される仮定は、毎年更新され、取締役会によって承認されます。これらの価格は時間の経過とともに上昇すると予想され、それは価格にも反映されます。炭素価格の更新時には、当社グループが事業を展開する地域を対象とする排出量取引制度に関するアナリストレポートから予測される最新の平均炭素価格を参考にしています。内部炭素価格は、当社グループの財務諸表の作成に使用された経済的仮定と一致しています。

内部炭素価格は、持続可能な取り組みと事業のレジリエンスを推進するため、グループの設備投資決定、事業運営計画、リスク評価に組み込まれています。内部炭素価格はシナリオ分析にも統合され、さまざまな炭素価格の仮定(シナリオに関連する炭素価格の範囲)がテストされています。シナリオ分析では、内部炭素価格を組み込んで、炭素規制、市場の変化、及び世界の気候目標に沿った技術の進歩の潜在的な経済的影响をモデル化します。この予測は、当社グループの事業部門内で活用されるため、経営陣は、GHG排出量が現在及び将来の財務業績に与える影響を考慮して、運営上及び投資上の意思決定を行うことができます。

2.7 シナリオ分析によるレジリエンスの構築

当社グループは、2025年に気候関連シナリオ分析を実施し、さまざまな気候下における、事業戦略や、リスクエクスポージャー水準や機会の規模への影響に関して、ストレステストを実施しました。

気候シナリオは通常、「高移行リスク/低物理的リスク」又は「低移行リスク/高物理的リスク」のいずれかが考慮されています。これは、GHG排出削減の必要性が急速に高まるほど、温暖化はより弱まり、その逆もまた然り、であるためです。両極端なシナリオをカバーするため、当社グループは、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)のSSP1-1.9(高移行リスク)シナリオとSSP5-8.5(高物理的リスク)シナリオにおける仮定を用いてシナリオ分析を実施しました。

公開されているパスウェイ(例えば、NGFSのNet Zero2050)とIPCCの気候関連データを活用した分析を支援するために外部の専門家を関与させています。リスク評価とレジリエンス評価の結果は、経営陣が短期・中期・長期の観点から当社グループの戦略又は事業計画を修正又は精緻化するかどうかを決定する際に考慮されています。

高移行シナリオは、世界中の政府機関が2050年までにネットゼロを達成するための政策を制定し、温暖化を1.5°Cに抑え、中央政府が厳格で一貫性のある気候変動政策と対応策を策定することを前提としています。これは、急速な政策コミットメントと再生可能エネルギーインフラへの早期投資によって裏打ちされています。当シナリオでは、主に、より積極的な世界的な脱炭素化によるリスク及び機会の増加水準を評価することに焦点が当てられています。当シナリオ下では、短期的には政策変更が急速に進むため、移行リスクは高くなります。さらに、化石燃料の使用を減らすという大きなプレッシャーがあります。その時点においては、異常気象を含む物理的リスクが残っています。

また、GHG排出削減に対して通常通りのアプローチを探ることを前提とした「高物理的リスク」シナリオも選択しました。気候変動に対する政府の対応は遅く、排出量削減のための適応策は停止しています。当シナリオにおいては、さまざまな法域において政策が欠如しており、高い温暖化が引き起こされます。また、気候変動の影響はより極端になるため、急性及び慢性の物理的リスクの増加に対するレジリエンスの評価に焦点が当てられています。このシナリオでは、移行リスクはほとんどありませんが、多くの物理的リスクが発生します。これには、気候変動の激化や地球規模の気候転換点の突破が含まれます。このようなシナリオの結果は、地域経済と世界経済の両方に重大な影響を与える可能性があります。

シナリオ分析では、物理的リスクは選択した両方の時間枠に分割され、定量化されています。物理的リスクの影響と優先度は、中長期的に、そして2050年にますます高まっています。

以下の表は、各気候シナリオにおける各リスクのリスク評価レベルの概要を示しています。また、時間軸のシフト(つまり、短期(2026-2027)から長期(2050)に移行する場合)に伴う評価レベルの変更も示しています。

		積極的な緩和策		当社グループの見解		限定的な緩和策	
		2025	2050	2025	2050	2025	2050
物理的リスク	資産の脆弱性: 洪水リスク	Low 	Low	Medium 	High	Medium 	Extreme
	労働生産性への影響: 酷暑	Low 	Low	Low 	Medium	Low 	Medium
移行リスク	政策: 炭素規制へのエクスポージャー	Low 	High 	Low 	Medium	Low 	Low
	顧客の需要変化: 化石燃料からの投資撤退	Low 	Extreme 	Low 	Extreme 	Low 	Low

シナリオ分析 - 識別された影響に対するビジネスの対応

低温暖化の世界(Low-warming world)

当社グループの戦略及びビジネスモデルへの影響については、以下の表で考察していますが、これには識別された影響に対する当社グループの対応が含まれています。

排出量ネットゼロは2050年までに達成されます。地球温暖化は産業革命前のレベルから1.5°Cに制限されています。

このシナリオでは、気候政策は早期に導入され、徐々に厳しくなります。ビジネスのレジリエンスを確保するためには、インフラへの早期投資が必要です。持続可能な製品に対する需要により、顧客の需要の変化が認識されます。

全体的な物理的リスクエクspoージャー:低-中
全体的な移行リスクエクspoージャー:中-高

短期:2027 年	中期:2028-2034 年	長期:2050 年
物理的リスクエクspoージャー:低-中 移行リスクエクspoージャー:中-高 気候変動は、オーストラリア及び当社グループのグローバル事業全体における採掘作業に直接影響を及ぼし始めていますが、これらのリスクは依然として比較的管理可能であり、影響は特定の資産に限定されています。物理的リスクには、異常気象による軽微な混乱や、労働力に影響を与えるような酷暑による労働日数のロスが含まれます。オーストラリアやアフリカの乾燥地帯など、異常気象が発生しやすい地域での事業では、時折混乱が発生する可能性があります。 政府や規制当局は、削減目標など、鉱業セクターに対してより厳格な排出基準を継続的に導入します。世界中の政府は、厳格な政策コミットメントに裏打ちされた急速な気候変動対応を採用します。 石油供給業者と自動車製造メーカーは、政府と協力して、内燃エンジン車からの秩序ある移行を支援するための政策を共同で策定します。 製鉄では「原料炭生産を削減するよう、政策立案者から強いプレッシャーがかかります。需要の早期の減少が現れ始めます。原料炭への設備投資は削減され、従来の高炉製鋼の効率性を最大化するために、低灰分炭の供給に重点が置かれます。 クリーンエネルギー技術に不可欠な要素として低炭素鉱物の需要が高まることにより、当社グループの	物理的リスクエクspoージャー:低-中 移行リスクエクspoージャー:中 気候変動が激化するにつれ、洪水、サイクロン、長期にわたる干ばつなど、より頻繁で深刻な気象現象が中期的には採掘作業にますます影響を与えます。オーストラリアでは、採掘施設は気温の上昇、労働者や設備へのストレス、運用コストの増加などのリスクに直面する可能性があります。世界の採掘地域、特に生態学的に敏感な採掘地域では、生物多様性の大幅な衰退に遭遇する可能性があり、環境制約が厳しくなり、脆弱なコミュニティで操業するための社会的受容性が失われる可能性があります。 低炭素鉱物に対する政策主導の需要は高まっており、多くの政府が厳格な炭素上限を課し、業界を越えたグリーンエネルギーの使用を奨励します。 製造メーカーは、広範囲な電動化による需要の大幅な変化と持続可能な燃料に対する需要の高まりに直面します。技術の大規模な展開が技術的に及び経済的に実現可能となり、残存する石油事業からの排出が相殺されます。 原料炭の需要は、水素ベース及び電気アーク炉技術の結果として急激に減少すると予想されます。	物理的リスクエクspoージャー:低 移行リスクエクspoージャー:低 オーストラリアをはじめとする世界は、低炭素製品への移行に向けて力強い勢いを得ています。1.5°C の世界では、気候緩和努力により地球温暖化の速度が遅くなり、物理的リスクがいくらか安定しています。ただし、異常気象は、頻度と強度は低いものの、依然として発生する可能性があります。 特定の地域では、水不足や生物多様性への悪影響など、物理的リスクの課題が依然として発生している可能性があります。再生可能エネルギーへの分散に失敗した企業は、長期的に損失を被る可能性があります。 残存する石油事業は、新技術の全面的な採用、再生可能エネルギーの統合、自然由來のカーボン・オフセットを通じて、カーボンニュートラルになる可能性があります。 廃止された鉱山は修復され、一部は再生可能エネルギー設備に再利用されます。 再生可能エネルギーは当社グループ全体で広く導入されており、技術の進歩により、グループのプロセスにおける排出量ほぼゼロが可能になります。

S2.22(a)(i)
気候基準39(1)
S2.22(b)
気候基準38

<p>競合他社も資産投資をシフトさせる可能性があります。</p> <p>従来の炭素集約型事業は、新たな規制に準拠するためにより高いコストに直面します。炭素税や炭素価格の上昇により、リスクが高くなります。</p>	<p>炭素価格制度は世界的に拡大すると予想され、炭素集約型事業の運用コストが上昇します。国際市場では、高排出製品にペナルティを課す「グリーン基準」がますます確立される可能性があり、従来の採掘方法がさらに難しくなる可能性があります。</p> <p>同時に、投資家、消費者、地域社会から、サステナビリティに関する取り組みにおける透明性と低炭素経済への貢献を求めるプレッシャーが高まります。</p>	
---	--	--

高温暖化の世界(High-warming world)

「当社グループの世界観」の下で実施されている現行の政策やコミットメントが「高温暖化の世界」では失敗し、結果として強固な気候変動対策の規制や政策が施行されず、極端な気候変動を引き起こしています。

気候変動に対する政府の対応は遅く、排出削減のための適応策は停止しています。このシナリオでは、さまざまな法域で政策が欠如しており、高い温暖化につながります。

全体的な物理的リスクエクスポージャー:非常に高い

全体的な移行リスクエクspoージャー:低-中

短期 - 2027 年	中期 - 2028-2034 年	長期 2050 年
物理的リスクエクspoージャー:低-中 移行リスクエクspoージャー:低 <p>気候変動政策については、依然として各国政府の間で意見が分かれています。排出削減に向けた協調行動が欠如しています。一部の政府は排出削減政策を後退させ、環境基準を緩和します。移行リスクは低いままであるが、気候事象の物理的影响は悪化始めます。</p> <p>洪水、サイクロン、山火事などの異常気象の頻度の増加は、特にインフラの開発が相対的に進んでいない脆弱な地域では、採掘作業と物流の両方に影響を及ぼします。気候変動への適応策に十分な投資を行わなければ、採掘会社は操業の混乱に直面することになります。</p> <p>水不足と熱ストレスは、労働者の生産性に大きな打撃を与え、運用コストを増加させます。</p> <p>採掘作業の脱炭素化へのプレッシャーは最小限に抑えられます。企業は、構造的な変化ではなく、漸進的な効率性の向上に注力しています。</p> <p>資産全体に占める鉱物の世界市場は、気候変動への大規模な適応策が欠如しているため、依然として高い水準にあります。各国がエネルギー転換</p>	物理的リスクエクspoージャー:中-高 移行リスクエクspoージャー:低-中 <p>強固な移行政策の欠如により移行リスクは低く抑えられていますが、コストの上昇と潜在的な希少性により、鉱業は事業を継続するために代替の水源とエネルギー源を確保するというプレッシャーに直面する可能性があります。</p> <p>炭素市場は未開発のままであり、ステークホルダーや顧客から持続可能な採掘方法への移行を求めるプレッシャーは限定されています。</p> <p>気候変動の物理的影响は、洪水、干ばつ、山火事、熱ストレスなどの異常気象の頻度が高まると増大します。これらの事象は、操業停止時間の増加、及び重大な採掘インフラの損傷につながります。洪水や異常気象は、特に熱帯地域や乾燥地域での採掘作業に影響を及ぼします。</p> <p>海面上昇と海岸浸食は、コストのかかる適応や操業の移転を必要とする海洋採掘作業や港湾にさらなるリスクをもたらします。</p> <p>気候関連の混乱により、世界経済はより頻繁な景気後退を経験する可能性があり、特定の鉱物に対する全体的な需要が鈍化します。</p>	物理的リスクエクspoージャー:非常に高い 移行リスクエクspoージャー:低-中 <p>各国政府は、脱炭素化に必要な時間軸とは対照的に短期的な適応策に注力し、移行リスクを比較的低く抑えています。鉱業は、依然として気候の影響に対して脆弱です。</p> <p>水のリサイクル技術や自律型採掘などのレジリエンスを高める方策は、操業を維持するために不可欠になりますが、関連するコストが高く、実装と拡大が困難になります。</p> <p>強固な排出削減政策がなければ、地球全体の気温は大幅に上昇し、異常気象を増幅し、生態系を不安定にします。採掘地域は、頻繁な異常気象、水不足、猛暑などの慢性的な物理的リスクに悩まされており、採掘作業の維持が困難になっています。</p> <p>インフラの老朽化や適応策の不備は、修繕コストや運用コストの上昇につながります。採掘会社は、物理的リスクに対処するためのコストが増加し続けるため、財政的な負担に直面する可能性があります。</p>

<p>の取り組みを遅らせるため、石油需要は増加を続けます。</p> <p>代替エネルギープロジェクトの承認を得ることや、新興の低炭素技術への投資を継続することは、ますます困難になっていきます。</p>	<p>投資家やステークホルダーは、規制の枠組みが弱いままであるにもかかわらず、石油や原料炭からの排出量を削減するよう企業にプレッシャーをかけています。</p> <p>先進国では電動化と再生可能エネルギーへの適応に向けた取り組みが本格化し始めると、世界の石油需要は頭打ちになり始める可能性があります。原料炭の需要は、発展途上国における高炉への依存が続いているため、ピークに達します。</p>	
--	--	--

気候レジリエンスの評価において考慮された重大な不確実性の領域

当社グループは、気候レジリエンス評価の一環として、特定した気候関連のリスク及び機会へ適応し、対応する能力に影響を与える可能性のある主要な不確実性の領域を評価するためにシナリオ分析を用いています。これらの不確実性は、気候シナリオがビジネスモデルや事業戦略にどのような影響を与えるかを理解する上で非常に重要です。

S2.22(aXii)
気候基準
39(2)

当社グループの戦略・ビジネスモデルを気候変動に対して調整・適応する能力

当社グループの気候変動に対するレジリエンスを維持する能力は、気候変動の新たな優先事項に対して資本を効率的に配分するための財務的な柔軟性を保持することに影響されます。この財務的な柔軟性により世界的な対応がシフトすることに伴いリスク及び機会が変化した際に、当社グループは対応することができます。資本配分の潜在的な変更の主な領域は、以下のとおりです。

S2.22(aXiii)
気候基準
39(3)

低温暖化のシナリオが実現した場合には、当社グループは以下の能力を有しています。

- 短期的に再生可能エネルギー開発基金への資本配分を増やす
- (予想される政府の政策を前提として)短中期的にグリーン水素及びグリーンアンモニアプロジェクトにおける合弁事業(JV)の機会を積極的に模索する
- 主要な石油・ガス資産における CCS への投資を加速する

また、高温暖化シナリオが実現した場合には、当社グループは以下の能力を有しています。

- 変化する天候に対するエクスポージャーの増加に対応するための適応プロジェクトへの資本を増やす
- 大規模な GHG 排出削減プロジェクトのビジネスケースに影響を与える炭素価格の低下により、代替エネルギープロジェクト、特に CCS への適度な資本投資を実施する
- 再生可能エネルギー市場がより成熟した法域に焦点を当てた、再生可能エネルギー開発基金への資本投資のバランスを取る

既存の資産を再配置、利用、性能向上、又は廃棄する当社グループの能力

低温暖化シナリオ

- 石油・ガス資産の売却又は廃棄により、CCS の可能性が低い当社グループの石油・ガス資産の撤退のタイミングを評価する
- 特に炭素価格に対するエクspoージャーが大きい法域において、採掘作業の電動化導入を加速する
- 自然を活用した解決策と大気中からの二酸化炭素直接回収施設への投資を優先する
- 重要な鉱物資産の拡充を加速する

高温暖化シナリオ

- 気候変動による物理的リスクにさらされにくい資産にポートフォリオ全体の生産をシフトすることを検討する
- リスクにさらされる資産の気候レジリエンス計画を策定して実行するとともに、気候変動の物理的影响により不採算になるあらゆる資産を廃棄する

上記のシナリオと整合的な経路が出現していることが明らかになった場合に上記の取り組みは実施されます。シナリオ分析結果の詳細については、上記の表を参照してください。

当社グループの、気候レジリエンスのための気候関連の緩和、適応、及び機会に対する現在の及び計画されている投資の影響

緩和に対する投資

現在の戦略に沿って、当社グループは2030年までに再生可能エネルギー容量を50%にすることを目指しており、太陽光、風力、及び新しいクリーンテクノロジーに焦点を当てています。この戦略には、石油事業におけるCCS及び効率化対策の実施が含まれます。低温暖化シナリオでは、緩和に対する投資を大幅に増やし、2030年までに総エネルギー創出量の70%を再生可能エネルギーにシフトする必要があります。追加の資金は、CCSなどの革新的な技術に充てられます。他方、高温暖化シナリオでは、再生可能エネルギーの採用が遅れると、インフラの性能向上や気候変動に耐性のある資産など、物理的な気候適応への投資の増加につながり、長期的にはコストが高くなります。

S2.14(a)(i)-(iii)
気候基準
29(1)(2),
BC65, BC66

適応に対する投資

同上

当社グループの戦略には、物理的な気候リスクに対する資産のレジリエンス向上への投資が含まれています。これらの適応策には、操業現場の洪水と熱対策、天候の乱れによるリスクを軽減するためのサプライチェーンの多様化、気候関連の影響をモニタリング及び予測するデジタルシステムの強化による早期警報体制への投資が含まれます。これらの適応策の効果は、低温暖化シナリオでも同様であると予想されます。高温暖化シナリオでは、適応が主要な焦点となり、物理的なリスクへの支出は予想される期間にわたってX%増加すると予測され、移行のための投資に利用できる資金が減少します。

気候レジリエンスの機会に対する投資

低温暖化シナリオでは、当社グループは、再生可能エネルギーのポートフォリオ拡大やグリーンエネルギー生産ハブの試験運用など、低炭素技術や新興エネルギー市場の機会を優先する必要があります。当社グループの現在の戦略に沿って、段階的な投資成長のためのバランスの取れた経路をたどることで、当社グループは高排出事業を段階的に廃止しながら再生可能エネルギーからの長期的なリターンを獲得することができます。他方、世界的な移行努力が停滞する高温暖化シナリオでは、当社グループは業務上のレジリエンスと移行燃料の需要獲得に注力することで、短期的な収益機会を認識しながらも、炭素移行リスクに対する長期的なエクスポージャーが増加します。

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

上記の開示例は、企業のシナリオ分析の結果として生じるリスクに焦点を当てて詳述されている。この開示例は網羅的ではなく、企業の戦略とビジネスモデルに対するすべての影響を考慮しているわけではない。同様のアプローチが気候関連の機会の分析にも適用される可能性があるが、この開示例では説明されていないことに留意しなければならない。

2.8 気候レジリエンス

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

本セクションは、当社グループの気候レジリエンスに関するすべての潜在的な影響を把握するための網羅的な評価を提示したものではない。この開示例にはないが、同様の概念を他の気候関連のリスク及び機会にも適用することができる。

当社グループは、気候関連のリスク及び機会が当社グループの事業運営、戦略、及び財務計画に与える影響を把握するためシナリオ分析を用いており、そこで得られた知見は当社グループの戦略及び事業計画に反映されています。このアプローチにより、当社グループに影響を及ぼす可能性のあるリスクを軽減しつつ、機会を最大限に活用するための効果的な対策を講じることができます。当社グループは、既に導入済みのプロジェクトをさらに拡充させ、採掘作業における石油由来エネルギーへの依存を低減することが期待できる太陽光発電及び風力発電のプロジェクトを識別しました。

S2.22(a)
気候基準39

当社グループでは、今後数年間で技術革新の加速を見込んでいます。当社グループは、自然を活用した解決策を含む新たな戦略を取り入れるため、2027年までの排出削減目標を再評価する予定です。特に、鉱山現場においては、電力が最大の排出源となっています。

脱炭素化戦略は、パリ協定に整合した明確な目標及びコミットメントを確立しています。本方針は、当社グループが効果的なサステナビリティ施策を実行するための指針となるものです。当社グループは、気温上昇をX°Cに抑える気候シナリオに沿って、2030年までに排出原単位をXX%削減することを目指しており、それを戦略及びビジネスモデルの基盤としています。

3. ガバナンス

備考

「ガバナンス」のセクション:

- 本ガバナンスに関する開示例は、IFRS S2.7 の開示要求事項、「不必要的繰り返しの回避」に対応することを意図したものではない。[「本開示例に記載されていない開示要求事項」のセクションを参照のこと。](#)

3.1 ビジネスガバナンス体制

取締役会は、当社グループの戦略、事業計画、年間予算、リスク管理アプローチを設定・監督する最終的な責任を負います。これらの各責務を遂行する上で、取締役会は気候関連のリスク及び機会を考慮しています。

S2.6(aXii)
気候基準
10(2)

取締役会規程において、気候関連のリスク及び機会に対する取締役会の監督は、組織内に設立されたいくつかの機能によって支援されることが明記されています。各委員会は、気候関連のリスク及び機会に関するものを含む、議論された主要な事項について、四半期ごとに取締役会向けの報告書を作成しています。取締役は、当該報告書について、四半期ごとの定例取締役会の議題として協議を行います。各委員会には、事項に関する意思決定の範囲を定めた付託条項があります。

S2.6(aXi)
気候基準
10(2)
S2.6(aXiii)
気候基準
10(4)

3.2 ガバナンスの役割と責任

取締役会の監督

当社取締役会は、多様なセクター、製品、地理的地域における豊富な経験と専門知識を有しており、気候関連の戦略に対する効果的な指針を提供します。取締役の詳細な経歴については、取締役報告書のガバナンスセクションをご参照ください。(セクションXを参照)

S2.6(aXii)
気候基準
10(3)

取締役会は、四半期ごとに、短期、中期、又は長期にわたるキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コストに対する影響という観点から、当社グループの見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会の進捗状況、新たな潮流、及び最新情報を含んでいる、気候関連の課題に関する包括的な事業リスク及びオペレーションリスクの報告書を通じて、最新情報を受領します。この体系的な情報フローにより、取締役が当社グループの戦略やビジネスモデルへの影響をモニタリング及び評価し、気候関連の目標を再検討するための、気候関連のリスク及び機会に関する十分な情報を入手することが可能となります。

S2.6(aXiii)
気候基準
10(4)

気候変動は、各取締役会で継続的に議論されている議題です。2025年度においては、取締役会は四半期ごとに、当社グループの目標に向けた進捗、気候関連のリスク及び機会の戦略への組み込み、並びに気候関連の物理的リスク軽減に向けたインフラ開発に関する投資リクエストの承認を含む気候関連の課題について議論を行いました。2025年度において、取締役会は当社グループの戦略の枠組みの中で、気候関連のリスク及び機会について検討し、議論を行う、年次戦略デーに出席しています。

取締役会の監督を支援するために設置された委員会

監査・リスク委員会

気候関連事項の監督については、監査・リスク委員会が責任を負っています。当委員会は、気候関連のリスクを含む新たなリスクや戦略的リスクの監督及びレビューにおいて、取締役会を支援しています。監査・リスク委員会は、毎月開催され、当社グループのリスク管理及び内部統制システムを監督するとともに、気候関連データに対する内部統制システムの有効性についてレビューを行っています。取締役会は、レビューのために、気候関連のリスク及び機会並びに気候に係る内部統制に関する詳細を含む、すべての監査・リスク委員会の議事録を受領しています。

気候・リスクチームにより行われる戦略的な指示と監督により、気候関連のリスク及び機会を識別し、管理する責任は組織全体に及んでいます。また、最高財務責任者(CFO)、リスク・コンプライアンス担当のゼネラルマネージャー、及びコーポレートアフェアーズ・インベスター・リレーションズ・サステナビリティ担当のゼネラルマネージャーにより、追加的に監督されています。

監査・リスク委員会は、リスク管理全般において重要な役割を担っています。当委員会は、気候関連リスクの発生可能性と影響双方を考慮し、リスクマトリクスを用いて、リスク・エクスポートジャーナーとアペタイトを決定します。当委員会は、当社グループの許容可能なリスク・アペタイトレベルの検討を含め、当社グループのリスク及び関連する緩和・適応計画の年次レビューを実施しています。当社グループの各リスク(新たなリスクを含む)については、リスクの詳細な内容、現行のコントロール及びリスク緩和措置、取得した内部及び外部の保証水準、最終的な残存リスク・エクスポートジャーナーを考慮しながら、年間を通じて取締役会、監査・リスク委員会、又はESG委員会によって詳細にレビューされます。

ESG委員会

ESG委員会は、気候問題に関する当社グループの戦略、目標、プロセスの実行状況をモニタリングしながら、リスク管理の観点から気候関連パフォーマンスの監督において取締役会を支援します。ESG委員会は、気候関連のリスク及び機会の識別、管理、報告のためのフレームワークのレビュー、当社グループの気候変動移行計画の策定、及び取締役会で議題に挙がった目標に向けた進捗状況の報告を担当しています。ESG委員会は四半期ごとに開催されます。最高サステナビリティ責任者及びCFOは、各ESG委員会に出席し、当社グループのネットゼロ戦略、移行計画、気候関連のリスク及び機会に関する指標に係るに向けた進捗状況を含み、気候に関する最新情報を報告しています。

人事・報酬委員会

人事・報酬委員会は、気候関連の施策を含む、役員報酬に関する施策及びその成果の監督において、取締役会を支援します。

指名委員会

指名委員会は、取締役候補者の後継計画に関する事項の監督や、取締役として必要とされる資格基準の策定において取締役を補佐しています。当基準には、気候変動や当社グループのネットゼロへの移行に関する事項に対して効果的なガバナンス及び監督を可能にするために、気候関連事項及び効果的なエネルギー移行に関する知見やスキルが含まれています。

経営者の責任

取締役会は、気候関連事項を含む戦略の実行に関する日常的な責任を、権限を明記した職務記述書を通して、任命された経営陣に委任しています。取締役会は、前述の各委員会を通じて、関連する役割に対する監督を行っています。最高経営責任者(CEO)は、取締役会の監督を支援するために委任された気候関連事項の経営執行における主要な役割として以下に記載する経営陣によって支援されます。

取締役会の監督を支援するために経営陣に委任されている主な役割:

S2.6(b)
気候基準11
S2.6(b)(i)
気候基準
11(1)

S2.6(b)(i)
気候基準
11(1)

最高経営責任者 (CEO): 気候関連事項に関する最高責任者であり、気候関連事項が当社グループのコアバリュー及び長期的戦略に組み込まれていることを確保する責任を負っています。

最高財務責任者(CFO): 気候関連事項を財務実務、財務報告(気候関連財務開示を含む)、及び財務報告と整合した開示活動に組み込む責任を負います。

最高サステナビリティ責任者(CSO): ポリシーやフレームワークの策定を含む、当社グループの気候関連戦略の策定と実行、ESG報告・開示の監督、及びステークホルダーとの調整を行う責任を負います。CSOは、ESG委員会に対して四半期ごとに提出する気候進捗報告書を作成します。当報告書には、関連する指標及びその進捗状況を含み、排出削減目標に対する進捗状況、戦略の詳細、当期間中における具体的な気候関連のリスク及び機会の概要が詳しく記載されています。ESG委員会(及び報酬委員会)は、この報告書を基に、気候関連のリスク及び機会の管理に関して、CEO、CFO、COO、CRO、CSO及び各事業部門責任者で構成されるエグゼクティブリーダーシップチームによる成果を評価します。

最高リスク責任者 (CRO): 気候関連のリスクを含む、当社グループ全体におけるリスクの識別・評価・管理に責任を負い、リスクの潜在的な規模と影響を軽減するために気候リスクを全社的なRMFに統合する役割を担います。

最高コンプライアンス責任者 (CCO): リスクの軽減及びレビューの向上に資するために、気候関連事項を当社グループのコンプライアンス・フレームワークに統合する責任を負います。

最高執行責任者 (COO): 効率性、レジリエンス、及び他のすべての事業分野との全体的な整合性に焦点を当てて、気候関連事項を当社グループのオペレーションに組み込む責任を負います。

財務、サステナビリティ、ESGのグループ責任者:当社グループのサステナブルファイナンスを監督し、主要な取引に関する意思決定を監督する責任を負います。

経営陣及び職員向け研修

CEOを含むすべての経営陣は、XX及びXXのトピックを含む正式な気候研修を受講しています。気候研修はすべての経営陣に義務付けられており、GHG排出報告に関する年次ワークショップに出席することが義務付けられているサステナビリティチームなど、特定の役割やチームには個別の研修が義務付けられます。

気候に関する事項の監督を支援するために経営者が用いる統制及び手続

当社グループの気候関連のリスク及び機会に対する経営者の監督は、GHG排出量の測定や目標達成に向けた進捗状況のモニタリングに対する統制及び手続を含む、気候関連のリスク及び機会の識別及び評価(投資事業案件や主要な取引の承認など)及びこれらのリスクの管理におけるパフォーマンスのモニタリングに関する統制及び手続によって支援されます。これらの統制は、当社グループのリスク管理プロセスの一部を構成し、事業の機能全体に統合されています。

経営陣は、ガバナンスプロセス、統制、及び手続の実施とその有効性のモニタリングにおいて重要な役割を担っており、気候関連の目標及び戦略の設定、ネットゼロ(及びその他の目標)に整合する事業運営、サステナブルファイナンス方針、設定した戦略に対する進捗状況を含む、事業において実行されるすべての主要な活動に対する監督を行っています。経営者は、ガバナンス・フレームワーク及び統制の日常的な実施に責任を負い、コンプライアンス及びステークホルダーとのコミュニケーションを支援しています。

S2.6(b)(ii)
気候基準
11(2)

当社グループの気候関連のガバナンス体制

下図は、当社グループの気候関連のガバナンス構造のフレームワークを図示しており、取締役会の構造、執行委員会、及びそれを支えるガバナンス層との関係を示しています。本図は、気候のみに関連するガバナンスに焦点を当てており、当社グループ全体のガバナンス構造を示すものではありません。



3.3 気候戦略及び目標に関するガバナンス

取締役会は、気候関連のリスク及び機会に対応するための戦略の立案・監督、目標の承認、継続的なリスク管理を含む、気候関連全般のリーダーシップに対する責任を負っています。当社グループが設定した目標は、四半期ごとの進捗状況確認ミーティングで取締役会によりモニタリングされています。目標の更新は、少なくとも年に1回行われ、取締役会が最終的な承認者となります。

S2.6(aXv)
気候基準
10(6)

人事・報酬委員会は、役員報酬制度に含まれる気候関連の目標を設定する責任を負っています。

S2.6(aXv)
気候基準
10(6)

取締役会は、X百万米ドル以上の投資案件の承認、又は契約期間がX年以上にわたる長期の供給契約や顧客契約の導入に先立ち、気候リスク及び機会の評価を実施及び文書化することを義務付ける方針を定めています。本気候リスク及び機会の評価では、気候関連のリスク及び機会と、将来的な財務業績との間のトレードオフの影響を識別・検討することが求められます。

S2.6(aXiv)
気候基準
10(5)

気候リスク及び機会の評価は、当社グループの既存の承認権限手続に基づいた、投資事業案件又は取引の承認者によって検討されます。これにより、規模の大きい投資や取引に関しては取締役会が承認権限を有するため、当投資又は取引の承認に先立ち、取締役会が直接的に気候リスク及び機会の評価を検討することとなります。毎年度末には、監査・リスク委員会及びESG委員会がすべての気候リスク評価内容をレビューし、本方針の有効性を評価するとともに、必要に応じて改訂を実施します。

3.4 気候関連のスキル及び経験

経験、資格、経歴及びスキルについては、継続的かつ慎重な検討が行われています。毎年、議長を含む取締役が自身のスキル及び経験に関する自己評価を実施しています。自己評価結果は、人事・報酬委員会が策定・管理する、「取締役会のスキル・エクスペリエンス・マトリクス」に反映されます。スキル・エクスペリエンス・マトリクスにより、取締役会が既に保有している、あるいは新たな任命により取得すべき又は継続的な教育・研修を通じて開発すべきスキルや経験を識別しています。当マトリクスは、当社グループの戦略的優先事項及び事業を実施する外部環境を踏まえて検討されます。当マトリクスは取締役会及び委員会の実効性のために不可欠なものと位置づけられており、毎年取締役会によって見直され、承認されます。

S2.6(aXii)
気候基準
10(3)

取締役会は、リスク及び機会に対応する戦略の監督において豊富な経験を有しており、近年では気候関連のリスク及び機会の理解に関する経験も高めています。当マトリクスで示されている多様なスキルは、気候関連のリスク及び機会に対応する戦略を監督する上で極めて重要です。しかしながら、2025年度において、取締役会は、気候関連のリスク及び機会の根本的な要因や、それらが当社グループ及びバリュー・チェーンに与える可能性がある影響をより理解するためには、さらなるスキル強化が必要であると結論付けました。その結果、報告期間中にさらなる研修及び能力開発活動が実施されています。2025年度においては、気候関連のリスク及び機会の評価におけるシナリオ分析の使用や、スコープ3排出量に関する目標設定において考慮すべき要因などの新たなトピックに関して、外部有識者を関与させた取締役会向けの追加的な研修が2回開催されました。

IFRSサステナビリティ開示基準に関する解説

多くの場合、スキル・エクスペリエンス・マトリクスは年次報告書内に記載されているため、気候関連開示においてはクロスリファレンス(相互参照)を通じて言及されることがある。本開示例では、気候関連のリスク及び機会に対する効果的な監督に関して関連性が高いと考えられる、より広範囲なスキル・エクスペリエンス・マトリクスを含めている。相互参照によって情報を探める場合、企業は当該情報が記載されている報告書を明確に識別し、その報告書へのアクセス方法を説明する必要がある。さらに、企業は、IFRS S1.B47において、当該情報が記載されている報告書の箇所を正確に識別することが要求されている。

S2.6(a)(ii)
気候基準10(3)

スキル及び経験	スキル・経験の具体例			当社グループへの関連性
リーダーシップ	8	2		組織における最高経営責任者(CEO)などの上級管理職あるいは類似する役職の経験 戦略の策定及び上級管理職のパフォーマンス評価
財務専門性	6	3	1	財務会計及び財務報告に関するスキル 複雑な財務的な取り組みやポリシーの評価
ガバナンス	9		1	上場企業の社外取締役(NED)としての経験、及び/ 又は法制度への理解 国内外の法規制の枠組みに対する理解
人材と風土	6	3	1	組織風土、後継者育成計画、報酬制度への理解。 当社グループの風土の監督及び行動規範の維持
リスク管理	6	3	1	既存及び新規の財務・非財務リスクの識別・評価・モニタリングの経験 リスク・アペタイトのモニタリング、全体的なリスクプロファイルの評価及び新たな動向への適応
デジタルとテクノロジー	2	3	5	テクノロジー、データと分析の使用、デジタルトランسفォーメーションとイノベーション、サイバーセキュリティに関する経験。 当社グループのサイバー戦略の支援
顧客経験	8		2	顧客ニーズの変化に対する理解及び関係性の管理 顧客ニーズ充足の確保
気候	2	3	5	気候関連のリスク及び機会に対応する戦略の監督に関する経験・資格・知見 気候関連のリスク及び機会、事業への関連性、対応するための戦略の監督の理解。気候関連のリスク及び機会に関する気候目標の設定、方針及び意思決定の監督
	高度な専門性・知識・経験(例えば、資格)			
	実務経験			
	基本的な理解・認識			

3.5 報酬制度

人事・報酬委員会は、役員報酬制度に含まれる気候関連目標を設定する責任を担っています。人事・報酬委員会は、当社グループの戦略目標、倫理基準及び規制要求事項との整合性を確保するために、エグゼクティブ向けインセンティブ制度の年次レビューや承認を監督する上で、極めて重要な役割を果たしています。当委員会では、すべての報酬ポリシーの有効性について定期的なレビューを実施しており、すべてのインセンティブ・スキームに対して厳格なリスク評価を行っています。これには、継続的な内部監査、研修及び透明性のあるコミュニケーションを通じた定期的なモニタリング及びレビューが含まれます。報酬ポリシーは、2023年5月1日に開催された年次株主総会で承認され、同日より3年間適用されます。

S2.6(aXv)
気候基準10(6)

戦略の実行を支援するため、役員報酬には短期及び長期両方のインセンティブが含まれています。2025年度には、気候変動対策移行計画(CTAP)を取締役会に提出し、その計画が取締役会によって承認された場合、すべてのエグゼクティブに対して各X米ドルの短期現金インセンティブの権利が付与されました。2024年12月の会議において、当社グループのCTAPが取締役会により承認されました。

CTAPの承認を受けて、取締役会は、同計画におけるコミットメントと整合する形で、最高経営責任者(CEO)に対する長期インセンティブプランの改定に合意しました。長期インセンティブプランには、総株主リターン要素(X%の比重)と気候移行要素(Y%の比重)を有しています。2025年から始まる5年間の期間終了時点で測定される、気候移行要素に係るパフォーマンス指標は以下のとおりです。

S2.29(gXi)
S2.29(gXii)
気候基準84(1)

スコープ 1 及びスコープ 2 の排出量削減 (20XX 年比で%削減)	権利確定するパフォーマンス・シェアの割合
X%削減	50%
Y%削減	75%
Z%削減	100%

短期インセンティブ及び長期インセンティブの全詳細については報酬報告書に記載されており、業務執行取締役に対する報酬ポリシーは年次報告書の報酬報告セクション(Xページ)にてご確認いただけます。

役員報酬

CEO、CSO及びCOOの報酬制度にはXYZの排出原単位がX以下の場合のX米ドルのボーナスが含まれています。2025年度においては、当ボーナスは、CEOの報酬のX%、CSOの報酬のY%、COOの報酬のZ%、及びCEO、CFO、CSO、CRO、COO及びCCOで構成される当社グループの経営陣チームの全報酬プールにおけるX%を占めています。

S2.29(gXii)
気候基準84(1)

経営チームにおけるその他の役員についてはステークホルダーの調査結果に基づくいくつかの一般的なESG基準の達成に対して、XX%のボーナスを受け取る権利を有しています。当調査には、気候に関する当社グループのパフォーマンスに対するステ

ークホルダーの認識に関する質問が含まれていますが、ボーナスの支給可否は、すべての種類のESG事項に関するステークホルダーの評価を反映した総合的な調査スコアに基づきます。

IFRS会計基準・サステナビリティ開示基準に関する解説

IFRS S2.6(a)(v)において、報告企業は目標の設定及びその目標に関する進捗状況の把握に対する監督について説明することが求められている。この開示の一環として、企業は、関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか、またどのように含まれているかについて説明する必要がある。

さらに、IFRS S2.29(g)では、報告企業に対し、気候関連の考慮事項が役員報酬に組み込まれているかどうか、またどのように組み込まれているか、及び当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項と結びついているものの割合について説明を開示することが求められている。IFRS S2号において「経営陣(executive management)」は定義されていない。従って、企業はどの経営者の役割が「経営陣」を表すのか、及び結果として当開示要求事項の対象範囲内となるかについて決定するにあたって、判断を行う必要がある。

この開示は、企業の活動の管理に対して権限及び責任を有する企業のマネジメントが、気候関連のリスク及び機会の管理における業績に対する報酬を通じてインセンティブを受けているか否か、またどの程度インセンティブを受けているか、について主要な利用者が理解できるようにする。この文脈において、「経営陣(executive management)」を表す経営者の職位を識別するために、企業は、IAS第24号「関連当事者の開示」の「経営幹部」の定義を考慮することができる。同定義では、「経営幹部とは、企業のいかなる取締役(執行役又はその他を問わない)を含む、企業活動を直接的に又は間接的に計画し、指示を行い、そして支配する権限及び責任を有する者をいう。」とされている。

IFRS S2号では「報酬(remuneration)」も定義されていない。我々の見解では、「報酬」の通常の意味を当開示要求事項に適用することで十分である。何が「報酬」を構成するかを判断する際には、IAS第24号における「報酬(compensation)」の定義を参考し考慮することができる。当該定義には、短期従業員給付(例えば、賃金)、退職給付(例えば、年金)、その他長期給付(例えば、長期勤続休暇)、解雇給付、及び株式報酬が含まれる。

4. リスク管理

主な仮定

「リスク管理」セクションの場合:

- 当社グループは、気候関連のリスクと関連する機会を組み込んだ全社的なリスクマネジメントフレームワーク(RMF)を運用している。当該記載は、このセクション内で相互参照されている。

4.1 リスク管理

当社グループによるすべてのリスクの識別と管理は、年次報告書のXXページのリスクセクションに要約されているリスクマネジメントフレームワーク(RMF)に従って実施されます。気候関連のリスクは、他の主要なリスクと整合させ、リスクの識別、評価、及び管理のための包括的なアプローチを提供することで、当社のより広範囲のRMFに統合されています。気候関連のリスクの識別と評価は、CROとCSOが主導する部門横断的なチームによって実行される反復的なプロセスです。各戦略計画のサイクルの開始は、当社グループの気候関連のリスクへのエクスパートを識別及び評価するための新しいプロセスのトリガーとなります。各戦略計画のサイクルの間に、識別された気候関連のリスクは毎年見直され、重大な事象が発生した場合、又は状況の大きな変化(新規の気候関連の規制の導入や事業の買収又は売却など)があった場合は、再評価されます。

潜在的な気候関連のリスクは、企業固有のエビデンス(予算要因、又は投資案件、及び顧客・サプライヤー・銀行の取引の条件変更、といった特定のリスク又は不確実性など)と、外部のエビデンス(同業他社の開示、業界別又は法域別のビジネス見通しの解説、開示基準で識別されたトピックなど)を収集・分析することにより識別されます。

このようなプロセスにより、リスクエクスパートと事業全体のリスクの理解と識別が可能となり、当該プロセスには顧客へのサービス提供や収益、流動性、資本、運用モデルなどの当社グループの中核業務を維持する能力を阻害する可能性のある主要な気候関連のリスクを四半期ごとにレビューすることが含まれています。これらの気候関連のリスクは気候要因が引き金であると同時に、グループのリスク管理簿に記録され、グループのRMFに統合されます。リスク管理により、当社グループは、戦略目標の達成に不可欠である価値の保護と創造の両方が可能となります。当社グループのRMFは、リスクガバナンス、リスク戦略、リスクプロセスに重点を置いています。当社グループのRMF及び内部統制は、当社グループのビジネスモデル及び全体的な事業戦略に対する潜在的な脅威に対応しています。当社グループは、気候関連のリスクが他の既存の財務リスク及び非財務リスクの要因であり、独立したリスクカテゴリとしてのみ扱うべきではないことを認識しています。気候関連のリスクを主要なリスクの一つとして位置付けるという判断は、他の主要なリスクと比較して、その発生可能性及び規模を評価する上で有用です。RMFは、意思決定プロセス全体に組み込まれ、グループの各種方針、業務手順、権限委譲規定に反映されており、取締役会による継続的なレビューを受けています。

S2.25(a)
気候基準41(1)
S2.6(b)(ii)
気候基準11(2)

S2.25(a)(i)
気候基準41(1)
①

S2.25(c)
気候基準41(3)

当社グループの内部統制は、財務情報及び非財務情報の正確性、信頼性、完全性を確保するとともに、法律・規制・方針の遵守を目的としています。当社グループは、四半期ごとに統制環境をモニタリング・レビューし、不備の削減、脆弱性への対処、新たなリスクの早期の識別に努めています。当社グループは、気候関連のリスクを識別、評価、優先順位付け、及び管理するために用いるプロセスの運用方法に前期から変更があったことを、「継続的な改善と再評価」に記述しています。

4.2 リスクガバナンス

RMFは、リスクガバナンス、戦略及びプロセスを事業上の意思決定に統合しています。当社グループは、3つの防衛線モデルを採用することにより、リスク管理における説明責任と有効性を確立するとともに、規制遵守の強化を図っています。3つの防衛線モデルの概要は以下のとおりです。

S2.6(a)
気候基準10, BC
41

防衛線	概要	責任
事業部門(第一線)	全体戦略に沿って意思決定を行う従業員、企業内にリソースを配置する従業員、及び事業全体の成果に貢献する従業員が含まれます。	気候リスクを含む関連リスクの識別と管理を支援する責任を負っています。
経営リスク委員会(第二線)	RMFに沿って、リスク関連事項に関する専門的な知見の提供、支援、モニタリングを担う責任者が含まれます。	RMFにおける気候リスク、リスクアペタイト、及び戦略のレビュー・承認を含む、組織全体のリスクを管理する責任を負っています。
内部監査(第三線)	リスク評価と緩和戦略の評価、モニタリング・コントロール、助言の提供、コンプライアンスのモニタリング及びコミュニケーションの促進が含まれます。	気候関連事項を含む、グループ内の統制環境に関するアシュアランスの評価を取締役会に対して提供します。

リスク管理に対する当社グループの全体的なガバナンス及び戦略の詳細については、本報告書の「ガバナンス」及び「戦略」のセクションをご覧ください。

4.3 リスクプロセス

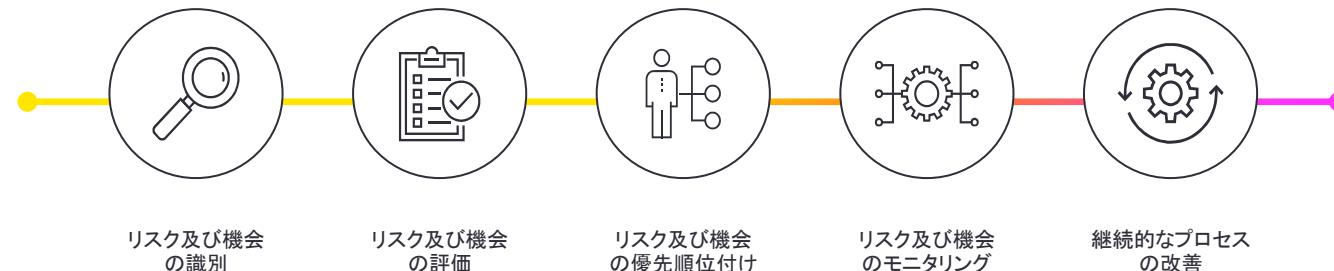
気候関連のリスクの識別・評価・優先順位付け・モニタリングを行うためのプロセス

気候関連のリスクを識別・評価・優先順位付け・モニタリングするための、当社グループの包括的及び体系的なアプローチは、組織全体で運用されている当社グループのRMFが指針となっています。このプロセスは、透明性、ステークホルダーの関与、継続的な改善を整理するために策定された一連の各種方針に支えられています。当社事業においては、地球の気温上昇に伴う気候シナリオを使用して、当社グループのRMFにおける新たなリスクを識別しています。当社グループは、組織戦略、主要プロジェクト、及び事業用資産に対する短期、中期、及び長期の潜在的な影響を理解するために、これらのシナリオを検討しました。シナリオ分析の実施及び活用を通じて、リスク評価及び管理プロセスに一貫した前提が用いられます。また、各シナリオは、さまざまな時間軸にわたって機会を提供します。これらには、設計の改善による資産効果、サステナブルファイナンス、革新的な技術の採用、低炭素素材の使用、及び電気自動車の普及が含まれます。

S2.25(a)
気候基準41(1)

当社グループのリスク管理プロセスの概要は以下のとおりです。

S2.25(aXii)
気候基準41(1)
①



リスク及び機会の識別

潜在的な気候関連のリスクは、企業固有のエビデンス(予算や投資案件に織り込まれた特定のリスク又は不確実性、並びに顧客・サプライヤー・銀行との契約条件の変更など)と、外部のエビデンス(同業他社の開示、業種別又は法域別の事業見通しの解説、開示基準で識別されているトピックなど)を収集・分析することで識別されます。当社グループによる機会の識別は、リスクの識別プロセスに組み込まれており、このプロセスでリスクが識別された結果、機会が識別される可能性があります。さらに、機会はステークホルダーエンゲージメントや気候関連の動向のモニタリングを通じて識別される可能性があります。

S2.25(aXii)
気候基準41(1)
①
S2.25(b)
気候基準41(2)

当社グループは、内部データソース(ABC、XYZ)及び気候変動に関する政府間パネル(IPCC)や現地の気象機関などの外部ソースからの気候モデリングデータを活用し、地域の気候影響を評価しています。さらに、オーストラリア連邦科学産業研究機構(CSIRO)などの機関からの業界レポートを、移行要因に関連するリスクの識別に用いています。この識別プロセスは、すべての鉱業・石油・再生可能エネルギー・加工・輸送施設など、すべての地理的な位置と事業拠点を対象としており、バリュー・チェーン全体のリスクを包括的に理解することができます。気候モデリングを活用することで、当社グループは、さまざまな気温上昇シナリオにおける潜在的な結果を評価するとともに、低炭素製品及び技術の新興市場や、気候関連リスクの可能性を識別しています。規制当局、業界団体、投資家、地域社会との定期的な協議は、市場の変化を予見し、機会を整合させ、リスクを予測するのに役立ちます。当社グループでは、再生可能エネルギーと二酸化炭素回収プロジェクトの進捗状況をモニタリングしながら、持続可能な採掘ソリューションを模索する部門横断的なチームを通じて、イノベーションを促進しています。

S2.25(aXv)
気候基準41(1)
⑤

当社グループは、気候関連のリスク及び機会を識別し、気候戦略のレジリエンスを検証するために、気候関連のシナリオ分析を活用しています。気候関連のシナリオ分析は、戦略計画サイクルごとに実施されています。さまざまな気候関連のリスクの規模及び発生可能性についての洞察を得るために、多様な気候シナリオが分析されています。またシナリオ分析は、当社グループの業績や見通しに影響を及ぼす可能性のあるその他の気候関連のリスク(又は気候関連の機会)が存在するかどうかの判断にも活用されています。これには当社グループのバリュー・チェーン上に集中しているリスクや、他のリスク及び機会と相關しているリスク及び機会を含む可能性があり、例えば、資産及び事業への潜在的な影響を評価するために、異なる気温シナリオ(低温暖化及び高温暖化)における潜在的な結果を検討することが含まれます。当社グループのシナリオ分析の活用は、物理的リスク及び移行リスクの識別に資するものであり、シナリオ分析は、異なる時間軸及び気候シナリオに基づくストレステストや、最終的には、当社グループの戦略とビジネスモデルのレジリエンス評価に用いられています。

S2.25(aXii)
気候基準41(1)
②
S2.25(b)
気候基準41(2)

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

IFRS S2号では、企業がリスク及び機会の識別に気候関連シナリオ分析を用いることは要求されていないが、IFRS S2.25(a)(ii)では、企業がその識別に情報をもたらすために当該シナリオ分析を用いたかどうか、またどのように用いたかを開示することが要求されている。

リスク及び機会の評価

当社グループは、気候関連のリスクを評価するにあたり(RMFを通じて識別されたすべてのリスクと同様)、当社グループの業績及び将来見通しに対する影響の性質、発生可能性、及び規模を、定性的及び定量的な基準の両方を用いて評価しています。この影響は、営業費用又は資本的支出の増加、資金調達コストの増加、収益の減少、資産の減損、又はブランドやレピュテーションの毀損という形で現れる可能性があります。リスクの発生可能性を評価する際には、業界・市場の動向及び予測、並びに当社グループ独自の見積りが考慮される可能性があります。評価に伴う不確実性の程度に応じて、「リスク・プレミアム」がリスク評価における別の要素として考慮されることもあります。

当社グループは、財務的な実現可能性、環境及び社会的影響、規制へのコンプライアンスを統合した包括的なプロジェクトの評価プロセスを通じて、機会を評価しています。各プロジェクトは、関連する排出量の真のコストを反映するために、内部炭素価格の適用を含めた費用便益分析を受けています。内部炭素価格の適用方法の詳細については、本報告書の[内部炭素価格活用方法](#)をご参照ください。環境及び社会の影響評価は、気候関連の戦略目標との整合をもたらす一方で、規制及び技術の評価は、政策変更や市場の混乱によるリスクからの保護を図るものです。各プロジェクトは、当社グループの戦略的な事業計画サイクルに沿って計画・実行されなければなりません。

S2.25a(iii)
気候基準41(1)
③

S2.25(b)
気候基準41(2)
S2.29(f)(i)
気候基準83(1)
①

シナリオ分析は、移行リスクと慢性の物理的リスクの影響を定量化するためのインプットを提供します。必要に応じて、関連する緩和・適応活動に要するコストと同様に、これらの定量化されたリスクは、当社グループの予算、投資判断、又はその他の経営判断に反映されます。これらは、将来のキャッシュ・フローや、割引率・収益率の調整という形で定量化されることがあります。急性の物理的リスクの発生可能性及び規模は、通常、方向性を示す定量的要因又は定性的要因のいずれかを用いて評価されます。ただし、当社グループは、一部の資産の損失や損害に備えて、保険でカバーするか自己保険とするかを判断する際に、リスクについてより詳細な定量的評価を行う場合があります。

S2.25(aXii)
気候基準41(1)
②
S2.25(aXiii)
気候基準41(1)
③

当社グループの戦略及び事業計画は、特定の温暖化シナリオの予想(当社グループの世界観)と整合的な将来像を前提としています。シナリオの仮定及び当社グループがこれを意義のある将来予測であると考える理由については、本報告書の「戦略」のセクションをご参照ください。当社グループは、気候関連のリスク及び機会へのエクスポージャーを分析し、当社グループのキャッシュ・フロー、資金調達へのアクセス又は資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る、すべての気候関連のリスク及び機会を識別しました。従って、当社グループの戦略や事業計画の決定にあたっては、気候変動による物理的影響に加え、この経路に基づく低炭素経済への移行に関連する政策、法律、市場、及び技術の対応を考慮しています。「当社グループの世界観」は、気温上昇を抑制し、気候変動の影響を緩和することを目的としたパリ協定を含む、国際的な気候目標に対する当社のコミットメントも反映しています。当社グループは、サステナビリティに向けた市場の変化や規制の変更の可能性に積極的に対応するとともに、物理的な気候リスクに対するレジリエンスを強化し、低炭素経済への移行が進む中での長期的な価値創造に向けたポジショニングを図っています。

S2.14
気候基準28(1)-
(3), 29, BC65,
BC66

当社グループは、RMFにおける発生可能性と影響度の閾値に沿って、リスク又は機会を定義します。このアプローチは、あらゆる種類のリスクを評価するために全社的に用いられており、気候リスクを当社のより広範囲のRMFに統合しています。リスクは、その潜在的な影響(つまり、財務的な影響及びリピュテーションへの影響)とその発生可能性の組み合わせにより評価されます。

S2.25(c)
気候基準41(3)

リスク評価マトリクス

	低	中	高
財務的影響の閾値(米ドル)	X 百万米ドル未満	X 百万米ドルから Y 百万米ドル	Y 百万米ドル 超
発生可能性の閾値(発生確率)	A%未満	A-B%	B%超
リピュテーションの影響の閾値	リピュテーションへの影響は限定的	重大であるが一時的、又は、限定的であるが継続的なリピュテーションへの影響	重大かつ継続的なリピュテーションへの影響

S2.25(aXiii)
気候基準41(1)
③

当社グループは、当期においてRMFを活用し、発生可能性と結果の評価を実施しており、潜在的な発生可能性及び結果について詳細に説明しています。当該リスク及び機会に影響を与える重大な事象や状況の重大な変化が起きた場合には、気候関連のリスク及び機会は再評価されます。

包括的なリスク評価を実施し、すべての地理的な事業拠点の気候の物理的リスク及び移行リスクの両方を評価しました。当該評価には、現在及び予測される気候条件、国際的な規制の枠組み、市場動向、市場の評価、及びステークホルダーの期待に関する徹底的な分析が含まれます。国際的なデータソースを体系的に組み込み、グローバルヒートマップ分析を実施することで、すべての事業拠点の気候関連のリスク及び機会を確立することができました。各地域の気候変動の緩和及び適応行動には差異があります。このアプローチは、潜在的な脅威に対処するだけでなく、地域の新たな気候変動の緩和とレジリエンスの動向を活用し、長期的な組織の価値の創出を推進するものです。リスク評価マトリクスの詳細については、当社グループの RMF をご参照ください。

リスク及び機会の優先順位付け

当社グループは、取締役会が設定したリスク許容度に基づき、気候関連のリスクの優先順位付けを行っています。気候変動への考慮を支援するため、当社グループは、組織全体の意思決定プロセスにおいて炭素排出を考慮することを定めた「リスク・アペタイト・ステートメント」を制定しています。当社グループの許容水準を超えるリスクは、当社グループのリスクレジスターに記載します。当社グループは、次の戦略計画サイクルにおいて当社グループの業績及び将来のキャッシュ・フローに影響を与える可能性があると考えられるリスクを、優先的に対応しています。これは、リスクの発生による直接的な影響、又は関連する緩和・適応策の影響である可能性があります。気候関連のリスクは、事業及び財務業績への潜在的な影響に基づいて、他の事業リスクと比較して優先されます。当社グループのリスクマトリクスには、発生確率及び深刻度を組み込んでおり、複数の時間軸で最も差し迫った脅威にリソースを集中させることができます。

- a. **リスクマトリクス:** 識別されたリスクは、発生可能性と影響の両方を考慮したリスクマトリクスを用いて分類され、従来のオペレーションナルリスクと財務リスクと同様に気候関連のリスクの優先順位付けが可能となります。この包括的なアプローチは、気候リスクが他の重要な事業リスクと比較して確実に対処されることに役立ちます。
- b. **シナリオ分析:** 当社グループは、異なる時間軸における事業及びサプライチェーンの潜在的な影響を評価するため、異なる気温パスウェイに基づいて気候関連のシナリオ分析を実施し、事業戦略と財務計画に「ストレス」をかけています。
- c. **評価基準:** 当社グループは、定性的要因(例:ステークホルダーの意識、規制環境)及び定量的閾値(例:予測される財務損失、事業停止期間)の両方を用いてリスクを再評価します。スコアリング・システムを用いて、各リスクの発生可能性及び規模を評価し、潜在的な影響の全体像を明確に把握することができます。

機会は、その潜在的な影響、実現可能性、及び戦略的な事業目標との整合性に基づいて優先順位付を行っています。機会は、当社グループの中核事業との関連性、ステークホルダーの関心、及び価値創造を促進する可能性に基づいて評価されます。当社グループは、排出量ネットゼロの達成と再生可能エネルギーの供給能力の拡大という当社グループのコミットメントと整合する取り組みを優先しています。潜在的なリスク及び機会の間のトレードオフは、再生可能エネルギープロジェクトの拡張性と市場の不確実性に応じて評価されます。短期、中期、及び長期の時間軸における機会は、期待される投資収益率及び戦略目標に対する実施スケジュールに基づいて分類されます。

S2.25(a)(iv)
気候基準41(1)
④
S2.25(c)
気候基準41(3)

S2.25(b)
気候基準41(2)

S2.25(a)(v)
気候基準41(1)
⑤
S2.34(c)
気候基準94(3)
S2.25(c)
気候基準41(3)
S2.25(b)
気候基準41(2)

リスク及び機会のモニタリング

当社グループのリスクレジスターに追加された気候関連のリスクは、エグゼクティブ・リーダーシップ・チームによって四半期ごとに見直されます。このレビューでは、リスク評価の更新が必要かどうかが検討され、気候関連リスクを緩和又は適応するための活動の進捗状況が検討されます。リスクに関する目標が設定されている場合、当該目標の達成に向けた進捗もレビューされます。エグゼクティブ・リーダーシップ・チームによるレビューの概要は、四半期ごとに取締役会に報告されます。気候関連のリスク及び機会の継続的なモニタリングは、RMF等を通じて事業活動に統合されています。以下の内容が含まれます。

- すべてのリスク・エクスパート及び気候科学の新たな動向に関する四半期レビュー。当社グループは、気候関連のリスク及び機会の四半期ごとのレビューを含む継続的なモニタリング手順を活用しており、気象モニタリングシステムや気候分析プラットフォームからのリアルタイムデータを活用しています。この継続的なモニタリングにより、新たなリスク及び機会を迅速に識別し、対処することができます
- 主要な業績評価指標(KPI)は、二酸化炭素排出量の削減や水の使用効率の向上など、特定の気候リスクの緩和の取り組みに対する進捗状況を追跡します。四半期ごとの更新が経営陣及び取締役会に提供され、気候リスクの指標は既存のリスク管理報告プロセスに統合されています(RMF の一部として)
- 気候政策や環境条件の変化について常に情報を把握するため、地域社会や規制当局を含むステークホルダーとの継続的なエンゲージメントを実施します

実施されたプロジェクトの持続的な成果及びインパクトを確保するため、気候関連の機会はモニタリングされています。当社グループは、進捗状況の追跡、排出量削減の測定、及び市場環境の変化への適応のために、高度なデータ分析を活用しています。主要な業績評価指標とデジタルモニタリングツールにより、リアルタイムでパフォーマンスの追跡が可能です。この統合的なアプローチを通じて、当社グループは、気候関連の機会を効果的に活用し、気候目標の達成及び当社グループのポートフォリオにおける長期的なレジリエンスの向上を目指しています。

継続的な改善と再評価

S2.25(a)(vi)
気候基準41(1)
⑥

- プロセスの調整: 当社グループは、定量的な気候リスク評価の統合及びシナリオ分析の導入を通じて、前回の報告期間と比較してリスク評価プロセスを改善しました。この進展は、気候リスク評価、気候関連の機会、及びレジリエンス強化に対するコミットメントを反映しています。
- 研修プログラム: 従業員が気候リスク及び機会を効果的に識別及び対処できるようにするための知識とスキルを身に付けることを目的に、継続的な研修を実施しています。これにより、組織全体におけるサステナビリティ文化の醸成が促進されています。
- 再評価: 気候関連の課題に対する理解は、当社グループ及びその主要な利用者にとって重要です。重大な事象や状況の変化が発生した場合には、気候関連のリスク及び機会を再評価します。

5. 指標及び目標

主な仮定

「指標及び目標」のセクション:

- 報告期間中、指標の改訂や差し替えはなかった。
- 当社グループは、IFRS S1.E3 項及び IFRS S2.C3 項に規定されている経過的な救済措置を適用することを選択しており、比較情報は開示していない。

5.1 温室効果ガス:2025 年実績

事業上の GHG 排出量

2025年次報告期間における当社グループ全体の GHG の絶対総量は、485.3 百万メートル・トン-CO₂-e (MtCO₂-e) でした。これは、スコープ 1 の GHG 排出 32 MtCO₂-e とロケーション基準によるスコープ 2 の GHG 排出 13.3 MtCO₂-e を含んだ数値となっています。2025年次報告期間では、マーケット基準によるスコープ2のGHG排出量の測定も行い、GHG排出量は 11 MtCO₂-e です。GHG排出量は、NGER(National Greenhouse and Energy Reporting Scheme)の適用範囲である当社グループのオーストラリアの資産及び事業を除き、世界資源研究所(WRI)及び持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)によるGHGプロトコルに基づき測定されています。NGERは、オーストラリアにおいて同国の資産及び事業に適用される特定のGHG規制報告制度です。

S2.29(aXii)
気候基準47,48
S2.29(aXv)
気候基準53,54
(※異なる定めあり)

当社グループは、GHG排出量の測定にあたり、すべてのGHG排出量について組織境界を定義するために経営支配力アプローチを適用しています。当社グループは、当社グループの財務報告グループ外に経営支配力を有する企業及び資産があり、当社グループのGHG排出量を測定するためには、経営支配力アプローチを用いることが最も適切な方法であると考えています。

S2.29(aXii)
気候基準49
S2.29(aXiii)
気候基準61-63

また、NGERに準拠したGHG排出量の測定には、経営支配力アプローチの適用が要求されています。現在、石油・ガス及び採掘業の事業用資産のすべては当社グループの経営支配下にあり、一方で再生可能エネルギー資産のうち約60%は当社グループの経営支配下にあります。共同支配企業のパートナーであるNew Renew Co.が再生可能エネルギー資産の残りの40%を管理しているため、報告するGHG排出量からは除外しています(これらの資産からの排出量は、当社全体のインベントリにとって重要性がありません)。経営支配下にないすべての共同支配企業に起因するGHG排出量は、スコープ3のGHG排出量に含まれています。

当社グループのスコープ1及びスコープ2のGHG排出量の40%はオーストラリアで発生しており、これらはNGERに準拠して測定されています。それ以外のスコープ1及びスコープ2のGHG排出量はGHGプロトコルに従って測定されており、米国からの排出量が25%、ヨーロッパが22%、その他の地域が13%となっています。

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

本開示例において、特定の法域における救済措置は、企業の GHG 排出量の一部に適用されるものの、すべてには適用されていない。このような状況において、GHG 排出量を分解して開示することで企業の一般目的財務報告書の主要な利用者に対して有用な情報を提供できるのであれば、IFRS S2 号は、当該法域固有の要求事項によって測定された排出量と、GHG プロトコルを用いて測定された排出量を分解して開示することを企業に要求している。

本開示例では、GHG 排出量の分解は例示されていない。IFRS S2 号を適用するにあたり、企業に関連する特定の事実や状況に基づき、GHG 排出量を分解することで主要な利用者に重要性がある情報を提供できるかどうかを企業は評価する必要がある。本開示例は、分解開示が要求されない事例を示すものとして解釈されるべきではない。

2025年次報告期間において、事業活動に伴うGHG排出は、全資産にわたる大規模の排出削減プログラム、二つの廃坑ガス発電施設の稼働開始並びにオーストラリア及び南米における再生可能電力購入契約(PPA)による再生可能エネルギーの新規供給により、10%減少しました。PPAに関する会計上の取扱いは、グループの連結財務諸表の注記Xに記載されています。

GHG 排出量(百万メートル・トン-CO ₂ e(MtCO ₂ -e))		
	単位	2025 年
スコープ 1 排出量*	MtCO ₂ -e	32
スコープ 2 排出量(ロケーション基準)*	MtCO ₂ -e	13.3
スコープ 1+2 の総排出量	MtCO ₂ -e	45.3
スコープ 3 排出量	MtCO ₂ -e	440
総排出量	MtCO ₂ -e	485.3

S2.29(a)(i)
(1-3)
気候基準47,48

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

IFRS S2 号では、企業の GHG 排出量の開示は、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004 年)」に従って測定されることが要求されている。企業は、GHG プロトコルの要求事項を、その要求事項が IFRS S2 号と反しない範囲でのみ適用する。

IFRS S2 号では、最初の年次報告期間において、企業がスコープ 3 の GHG 排出量(29(a)参照)を開示することを要求していない(付録 C、C4(b))。また、IFRS S2 号では、企業が最初の年次報告期間において、比較情報を開示することも要求していない(付録 C、C3)。

スコープ1のGHG排出量とは、当社グループが所有又は支配する排出源から発生する直接的なGHG排出量を指します。スコープ1の直接的な排出量は、主に輸送活動と事業エリア内で行われる産業プロセスに起因します。

S2.29(a)(v)
気候基準53,54
(※異なる定め
あり)

スコープ2のGHG排出量とは、当社グループが取得及び消費した電気の生成から発生する間接的なGHG排出量を指します。当社グループのスコープ2のGHG排出量は、当社グループが消費する電力系統の電気における平均排出係数を反映したロケーション基準を用いて測定しています。当社グループは、以下に記載の電力系統から供給を受けるエネルギーを使用しています。

ロケーション	排出係数
電気系統 A	XX
電気系統 B	XX

- 当社グループは、移行計画の一環として、太陽光発電を行う再生可能エネルギーのサプライヤーと15年間のPPAを締結しました。当該サプライヤーは、オーストラリアでXX MW規模の太陽光発電所を運営しています。当該契約に基づき、当社グループは総電力消費量の約X%を占める年間XXX GWhの電力を購入する権利を保有することとなりました。当該契約により当社グループのスコープ2のGHG排出量は減少していくと想定しており、当社グループのネットゼロ及び中期目標とも整合した対応となっています。当該太陽光発電所は、電気系統Aに接続されています。当社グループは、引き続きスコープ1及びスコープ2のGHG排出データの収集・報告の改善に取り組んでおり、2025年には、探鉱活動及び未稼働の承認済みの投資プロジェクトを報告対象に拡大しました。

当社グループのスコープ1及びスコープ2のGHG排出量の分解:

S2.29(aXiv)
気候基準52
,BC137

GHG 排出量(メートル・トン-CO ₂ e)	スコープ 1	スコープ 2	合計
連結グループ	20	9	29
共同支配企業への投資(経営支配力を有するもの)	12	4.3	16.3
スコープ 1+スコープ 2 の GHG 排出量合計(経営支配力ベース)	32	13.3	45.3

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

IFRS S2.29 項(a)(iv)では、GHG 排出を連結会計グループとその他の投資先(関連会社、共同支配企業及び非連結子会社)に分解して開示することを企業に要求している。

バリュー・チェーンのGHG排出量

当社グループのスコープ3のGHG排出インベントリは、GHGプロトコルで定められた15のカテゴリーを考慮しています。当社グループのバリュー・チェーンに影響を与える重大な事象又は状況の重大な変化が発生した場合、使用するカテゴリーの再評価を行います。

S2.29(aXvi)
気候基準55

当社グループにおける2025年次報告期間のスコープ3のGHG排出量は440MtCO₂-eとなりました。カテゴリー別のGHG排出量内訳は、下表のとおりです。当社グループは、スコープ3のGHG排出のうち、上流のリース資産(カテゴリー8)、販売した製品の廃棄処理(カテゴリー12)、下流のリース資産(カテゴリー13)、フランチャイズ(カテゴリー14)に関連するGHG排出はありません。

上流カテゴリーでは、原材料、製品、サービスの供給者とその輸送に関連するGHG排出量を算出し、スコープ3排出量のXX%を占めているという結果となりました。下流カテゴリーは当社グループのスコープ3排出量の約XX%を占めており、主に当社が取引する製品の加工、使用、輸送に関連しています。当社グループでは、引き続きバリュー・チェーン内のパートナーと連携してスコープ3カテゴリーのGHG排出量の削減に注力しており、これらの排出量の削減を確認しています。

S2.29(a)(vi)(X1)
気候基準55

スコープ3 GHG 排出量(百万メートル・トン-CO ₂ e)			
カテゴリー	カテゴリー名	測定方法	GHG 排出量
1	購入した財及びサービス	支出ベース	7
2	資本財	支出ベース	11
3	燃料	直接測定	3
4, 9	輸送及び流通	直接測定	12
5, 6, 7	廃棄物、出張、通勤	直接測定	1
10	販売した製品の加工	間接測定	310
11	販売した製品の使用	間接測定	93
15	投資	間接測定	3
合計	MtCO ₂ e		440

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

IFRS S2 号では、企業が GHG 排出量を「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004 年)」又は法域の当局が要求する測定方法に従って測定することを要求している。企業は、IFRS S2 号の要求事項に反しない範囲においてのみ、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004 年)」における要求事項を適用する。

企業は、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン(スコープ 3)基準(2011 年)」に記述されているスコープ 3 のカテゴリーに従い、企業のスコープ 3 の GHG 排出の測定値に含めたカテゴリーを開示する必要がある。IFRS S2 号ではスコープ 3 の GHG 排出の測定フレームワークを提供しており(B38-B57 項)、企業はスコープ 3 の GHG 排出の測定を決定する際に、当該フレームワークを適用する必要がある。スコープ 3 の GHG 排出は、直接測定(GHG 排出を直接モニタリングすることもしくは見積り(仮定及び適切なインプットに基づくデータの概算を含む))によって定量化することができる。IFRS S2 号では、スコープ 3 の GHG 排出の測定が忠実に表現されるように測定アプローチ、インプット及び仮定を使用することを企業に要求している。

企業が資産運用、商業銀行又は保険に関する活動をしている場合、IFRS S2.29(a)(vi)(2)に基づきスコープ 3 の「ファイナンスド・エミッション」について追加の開示が要求される。本開示例では、ファイナンスド・エミッションはないものと仮定している。

IFRS S2 号では、最初の年次報告期間においては企業にスコープ 3 の GHG 排出量を開示することを要求はしていない(付録 C、C4(b))。

5.2 GHG排出量の算定方法

スコープ1及びスコープ2のGHG排出量の算定にあたり、「温室効果ガス(GHG)プロトコルの企業算定及び報告基準(2004年版)」及びNGERsに定められたガイドラインや測定方法に従い算定しています。経営支配力アプローチは企業活動を通じた直接的又は間接的に発生した排出量に対して説明責任があると想定し、当社グループは、経営支配力アプローチを用いて排出量を測定しています。排出量を測定する組織境界は、連結グループや経営方針の提案や実行について権限を有する共同支配企業内のすべての事業を反映しています。当社グループでは、考慮した地球温暖化係数(GWP)の値は気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が公表した第6次評価報告書(AR6)から取得している一方、インベントリの算定に採用する排出係数(EF)の選択においてはGHGプロトコルの指示に従っています。

S2.29(aXii)
気候基準49
S2.29(aXiii
X2)
気候基準
61(2)
62(4)
63(2)

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

オーストラリアの National Greenhouse and Energy Reporting(NGER)スキームは、IPCC 第 5 次評価報告書(AR5)の GWP を使用することを企業に要求している。IFRS S2.29(a)(ii)で認められている法域の救済措置を採用し、NGER を用いて GHG 排出量を測定する企業は、IPCC 第 6 次評価報告書(AR6)における GWP の数値を使用して GHG 排出量を CO₂ 相当値に変換する必要がある。ISSB の移行支援グループ(TIG)の議論では、IFRS S2 号の当該要求事項について、法域当局が GHG 排出量を変換する際に別の方法を要求しているかどうかにかかわらず適用されると整理している。TIG の議論を踏まえ、ISSB は法域救済の適用可能性に関する懸念及び GHG 排出量の開示に関連するその他の事項に対処するために、2025 年第 2 四半期に IFRS S2 号を修正した公開草案を公表する予定である。報告書作成者は、この問題に関する ISSB の審議の動向を注視する必要がある。【訳者注：2025 年 4 月に本論点を含む上記公開草案が公表され、2025 年 7 月現在、受領したフィードバックを踏まえ ISSB が再審議中である】

スコープ1及びスコープ2の排出量は、測定とデータ品質の不確実性を考慮して、内部又は外部のデータソースによって測定しています(開示例については以下を参照)。

スコープ3排出量は、必要に応じて直接測定と見積りを組み合わせて測定しています。当社グループは、IFRS S2号におけるスコープ3の測定フレームワークに基づいたインプットと仮定に優先順位付けをしています。当社グループは現在、サプライヤーや顧客固有のデータではなく、産業の仮定に基づく手法を使用して、特定のスコープ3の排出カテゴリーを見積もっています。「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン(スコープ3)基準(2011年)」では、スコープ3GHG排出を「上流」と「下流」に分け、15個のカテゴリーを分類しています。上流での排出は、当社グループが購入又は取得する物品・サービスに関する間接的な GHG 排出量として、8つのカテゴリーに分類されています。一方、下流での排出は、報告機関(当社グループ)が提供する商品・サービスと関連しており、7つのカテゴリーに分類されています。

当年次報告期間内での測定アプローチの変更はありませんでした。

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

以下の表は、IFRS S2.29(a)(iii)の要求事項と、企業による情報開示方法の例示である。当社グループの GHG 排出量を網羅するものではない。例えば、この表は、各スコープカテゴリー内のすべての排出源について網羅的な評価をしているわけではない。企業は、測定アプローチ、インプット並びに仮定を選択した理由及び変更点についても開示する必要がある。

スコープ	排出 カテゴリー	活動	データソース	地球温暖化係数(GWP)と 排出係数(EF) ソース	算定手法、データの質及び不確実性	追記
スコープ 1	固定燃焼	固定燃焼の目的で使用される燃料の量	請求書	オーストラリアの資産： GWP は AR5、EF は NGER(Measurement)Determination のものを使用	「NGER(Measurement)Determination」メソッド 1 に沿った方法論、つまり、消費された燃料の量に各燃料タイプに関連する排出係数を掛けたもの。	NGER(Measurement)Determination 2008, Compilation No. 18 気候基準 61-63

S2.29(a)(iii)
X3
気候基準
61(4)
62(6)
63(3)

スコープ	排出 カテゴリー	活動	データソース	地球温暖化係数(GWP)と 排出係数(EF) ソース	算定手法、データの質及び不確実性	追記
スコープ1	移動燃焼	輸送目的で 使用される燃 料の量	燃料購入取引履 歴	オーストラリア以外の資産: GWP は AR6、EF は IPCC のものを使 用	高いデータ品質、低い不確実性。	1996 年改訂版 IPCC インベント リ・ガイドライン
	プロセス 排出	酸性ガスの除 去 石灰の製造	生産データ	オーストラリアの資産:GWP は AR5 から、EF は NGER(Measurement)Determin ation のものを使用 オーストラリア以外の資産:GWP は AR6、EF は IPCC のものを使 用	ガス処理場での酸性ガス除去は、CO ₂ 排 出量は排出地点で測定します。 当社グループの南米にある銅工場では少 量の石灰を製造しており、排出量は石灰石 の投入データと排出係数を用いて算出して います。 高いデータ品質、低い不確実性。	NGER(Measurement)Determina tion 2008, Compilation No. 18 1996 年改訂版 IPCC インベント リ・ガイドライン
	漏洩排出	炭層メタン放 出 坑井ブローダ ウン	メタン放出、テレメ トリデータ	オーストラリアの資産: GWP は AR5 から、EF は NGER(Measurement)Determin ation のものを使用 オーストラリア以外の資産:GWP は AR6、EF は IPCC のものを使 用	メタンの直接測定 坑井テレメトリデータに基づく推定	NGER(Measurement)Determina tion 2008, Compilation No. 18 1996 年改訂版 IPCC インベント リ・ガイドライン
スコープ2	購入した電 力	電力の消費	請求書	オーストラリアの資産:EF は NGER(Measurement)Determin ation を使用 オーストラリア以外の資産:EF は IEF が公表しているものを使用	ロケーション基準の計測方法 請求書一式を用いることで、高いデータ品 質と低い不確実性	NGER(Measurement)Determina tion 2008, Compilation No. 18 IEA 公表の排出係数(2023)
	購入した蒸 気	暖房用蒸気	請求書	オーストラリアの資産:AR5 から の GWP; EF は NGER(Measurement)Determin ation を使用 オーストラリア以外の資産: GWP は AR6、EF は IPCC のものを使 用	ロケーション基準の計測方法 請求書一式を用いることで高いデータ品質 と低い不確実性	NGER(Measurement)Determina tion 2008, Compilation No. 18 IEA 公表の排出係数(2023)
スコープ3	カテゴリー1: 購入した財・ サービス	事業で購入 及び使用され た商品、サー ビス、資本財 からの排出	総勘定元帳データ	英国・エネルギー安全保障・ネッ トゼロ省「GHG 排出量報告: 変換 係数 2024(貨物輸送品)」; 2024 年 7 月号 ロケーション基準の排出係数	環境・食糧・農村地域省(Department for Environment, Food & Rural Affairs(DEFRA)) 「温室効果ガス報告: 変 換係数 2023」	DEFRA の変換係数は、総勘定元 帳の明細項目に基づく購入カテゴリーに使用 いくつかの特定のケースでは、よ り詳細なローカル基準の係数を 大規模資本購入の計測時に使用

スコープ	排出 カテゴリー	活動	データソース	地球温暖化係数(GWP)と 排出係数(EF) ソース	算定手法、データの質及び不確実性	追記
	カテゴリー3: 燃料及びエネ ルギー関連の活動	購入した燃料	契約履歴データ	英国・エネルギー安全保障・ネットゼロ省「GHG 排出量報告:変換係数 2024(貨物輸送品)」;2024年 7 月号	「燃料基準」の手法では、排出量は、以下の 2 つの計算形式を使用して推定されます。 (i) 対応する排出係数に適用される燃料消費量 (ii) 各燃料タイプに関連する排出係数を乗じた燃料消費量の推定値(車両の効率を考慮した走行距離又は運転時間に基づく)	GHG プロトコル
スコープ 3 (続き)	カテゴリー4: 上流の輸送 及び流通	当社グループ に帰する材 料、廃棄物、 製品の輸送 に伴う排出物 が含まれま す。	推定二次データ: (i)燃料消費量 (ii)走行距離(合 計)及び車両性能 (km / L) (iii)運転時間と自 動車の燃費(L / h) (iv)貨物と移動距 離(片道)	英国・エネルギー安全保障・ネットゼロ省「GHG 排出量報告:変換係数 2024(貨物輸送品)」;2024年 7 月号	「燃料基準」及び「距離基準」の算定方法を 使用すると、サプライヤーからのデータを 次の 3 つの算定方法で分析できます。 (i) 燃料消費量を排出係数に適用する (ii) 自動車の燃費を考慮し、走行距離又は 運転時間に基づいて燃料消費量を推定 し、排出係数を適用する。 (iii) 片道の移動のみを考慮し、輸送された 材料の量と移動距離を計算し、対応する排 出係数を適用する。	
	カテゴリー5: 事業におい て発生した 廃棄物	当社グループ 以外で発生し た廃棄物の 処分・処理	請求書 サプライヤー提供 のデータ	英国・エネルギー安全保障・ネットゼロ省「GHG 排出量報告:変換係数 2024(貨物輸送品)」;2024年 7 月号	GHG プロトコル計算ツール サプライヤー固有の算定手法	
	カテゴリー6: 出張	年次報告期 間中の事業 関連活動の ための従業 員の交通費 (会社が所有 又は管理して いない車両に よるもの)	請求書 サプライヤー提供 のデータ	英国・エネルギー安全保障・ネットゼロ省「GHG 排出量報告:変換係数 2024(貨物輸送品)」;2024年 7 月号	GHG プロトコル計算ツール。飛行機での移 動は、距離基準の算定手法を使用して計 算しています。 陸上輸送(レンタカー、電車、バスなど)は、 支出ベースの算定手法を使用しています。	
	カテゴリー7: 従業員の通 勤	年次報告期 間中の従業 員の自宅と職 場間の移動 による GHG 排出量(会社 が所有又は 管理していな い車両によ るもの)。	推定二次データ: (i)燃料消費量 (ii)走行距離(合 計)及び自動車の 燃費(km / L) (iii)運転時間と車 両性能(L / h)	業界平均の排出係数(支出ベー ス)	「燃料基準」の算定手法では、排出量は以 下の 2 つの計算形式を使用して推定され ます。 (i) 対応する排出係数に適用される燃料消費 量。 (ii) 燃料消費量の推定値(自動車の燃費を 考慮した走行距離又は運転時間に基づく) に、各燃料タイプの関連する排出係数を乗 じた値。	DEFRA PBGHG ツール

スコープ	排出 カテゴリー	活動	データソース	地球温暖化係数(GWP)と 排出係数(EF) ソース	算定手法、データの質及び不確実性	追記
スコープ 3 (続き)	カテゴリー9: 下流の輸送 及び流通	契約でサプライヤーとクラウドの責任としている場合は、材料や廃棄物の輸送、及び製品の輸送や流通から生じる排出量を対象とする。	推定二次データ: (i)燃料消費量 (ii)走行距離(合計)及び車両性能(km / L) (iii)運転時間と自動車燃費(L / h) (iv)貨物と移動距離(片道)	英国・エネルギー安全保障・ネットゼロ省「GHG 排出量報告:変換係数 2024(貨物輸送品)」;2024年 7 月号	「燃料基準」及び「距離基準」の算定手法を使用すると、サプライヤーからのデータを次の 3 つの計算方法で分析できます。 (i) 燃料消費量を排出係数に適用する。 (ii)自動車の燃費を考慮し、走行距離又は運転時間に基づいて燃料消費量を推定し、排出係数を適用する。 (iii)片道の移動のみを考慮し、輸送された材料の量と移動距離を計算し、対応する排出係数を適用する。	

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

企業は、企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのインプットを使用して企業のスコープ 3 の温室効果ガス排出が測定される程度及び検証されたインプットを使用してスコープ 3 の温室効果ガス排出が測定される程度を開示することが求められている(IFRS S2.B56 参照)。これらの開示は、本事例では説明されていない。

S2.29(a)(xii)(X1)
気候基準61(1)
62(3)
63(1)

排出量測定の課題

当社グループのインベントリにおけるスコープ1及びスコープ2のGHG排出量の算定は細分化され、「トップダウン」と「ボトムアップ」のアプローチの組み合わせ(利用可能な場合は事業部門や設備の種類別)を用い、各インプットや活動種類ごと、及び当社グループが事業を行う各国ごとにマスマッチング(物質収支)と排出係数を使用しています。使用するデータには、燃料使用履歴、電気代の請求書、採掘用爆薬の請求書、産業プロセス活動に関する配送記録が含まれており、それらの大部分を毎月収集及び分析しています。これらのデータは、スコープ3のカテゴリー1及び3の算定にも使用されます。

2025年のインベントリでは、スコープ1又はスコープ2に新しい排出源は含まれていません。廃棄物や廃水の処理プロセス(衛生埋立、生物学的加工処理、堆肥化、焼却)に関する直接的及び間接的な排出、溶接工程におけるアセチレン燃料からの直接排出、消火時のガスの漏洩排出は、重要性に基づき、当社グループのGHG排出量には反映されていません。

5.3 その他の産業横断的指標

解説

以下の表は、IFRS S2.29(b)-(e)の要求事項と、企業が情報を開示する方法を例示している。この表は、要求事項に対して完全であること、又は例示した範囲内での事実のパターンを正確に表すことを意図したものではない。この表には、気候関連の機会と整合した資産又は事業活動のパーセンテージ、又は物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動のパーセンテージに関する必要な開示は含まれていない。企業は、気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ

(IFRS S2.29(d))、及び、気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ(IFRS S2.29(c))を考慮しなければならない。

気候関連の移行リスクに対する資産及び事業活動の脆弱性

当社グループは、気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産と事業活動を評価しています。

S2.29(b)
気候基準79
(※異なる定め
あり)

化石燃料

指標	2025		説明
	石油	原料炭	
石油及び原料炭の売上:			これらの指標は、化石燃料の需要減少リスクに対する当社グループのエクスポージャーを測定するものです。
(a)エネルギー事業からの総売上	X 百万米ドル	X 百万米ドル	これらの指標は、当社グループの石油及び原料炭事業を、再生可能エネルギー事業を含むエネルギー事業全体及び事業ポートフォリオ全体と比較しています。これらの比較は、当社グループのエネルギー事業の再生可能エネルギーへの移行の進捗状況と、世界の脱炭素化に伴い失われる/座礁するリスクのある売上及び資産の程度を示しています。
(b)顧客との契約による総売上	Y 百万米ドル	Y 百万米ドル	エネルギー事業からの売上には、石油、原料炭、再生可能エネルギー源の販売による売上が含まれており、これは当社グループの 2025 年の連結財務諸表で顧客との契約による売上として認識されています。2025 年の顧客との契約からの総売上は X 百万米ドルでした。
石油及び原料炭資産の割合:			エネルギー事業の総資産は、関連するプラント及びインフラストラクチャ資産を含むすべての石油、ガス及び原料炭資産の帳簿価額に基づいて計算されます。2025 年の総資産は X 百万米ドルでした。
(a)エネルギー事業の総資産	X 百万米ドル	X 百万米ドル	これらの指標は、顧客の需要の変化に伴う移行リスク、つまり化石燃料からのダイベストメントと整合しています。
(b)総資産	Y 百万米ドル	Y 百万米ドル	

資本投下

当社グループは、気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出及び投資の金額を算出しています。

指標	気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出の金額
2025 年の総資本的支出	XXX 米ドル
洪水に対する緩和活動への資本的支出	X 米ドル
気候関連の機会に投下された資本	X 米ドル

資本配分と支出の詳細については、[気候関連のリスク及び機会を資本配分にどのように統合するか](#)をご覧ください。

5.4 産業別の指標

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

企業は、一つ以上の特定のビジネスモデル、事業、又は産業への分類を特徴付けるその他の共通の特性に関連する産業別の指標を開示する必要がある。IFRS S1 号では、開示すべき産業別の指標を決定するにあたり、企業は IFRS S2 号産業別ガイダンスに記載されている開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならないとされている。

この開示例の目的上、以下に概説する産業別の指標は、上記で開示した気候関連のリスク及び機会と必ずしも一致しているわけではない。

この開示例では、産業別の指標は、以下の IFRS S2 号産業別ガイダンスから引用されている。

- 第 10 卷 金属及び鉱業(MM)
- 第 11 卷 石油及びガス-探査及び生産(EP)

また、企業は、開示すべき他の産業別の指標を識別するために、他のガイダンスの情報源を参照することもできる。

エネルギー管理(採掘作業)

S2.32
気候基準86
EM-MM-
130a.1

	FY25 (2025 年次報告期間)	
	ギガジュール	%
エネルギー総消費量	aa	-
ディーゼル燃料		a%
電力系統からの電気		b%
再生可能エネルギー		c+d+e%
直接生産したエネルギー(風力)		c%
直接生産したエネルギー(太陽光)		d%
電力購入契約(PPA)を通じて購入したエネルギー		e%

キロワット時(kWh)で測定されたエネルギーは、Xの変換係数に基づいてギガジュール(GJ)に変換されます。
当社グループの風力・太陽光資産は、当社グループにエネルギーを供給しています。

水使用(採掘作業)

EM-MM-
140a.1

	FY25(2025 年次報告期間)	
	合計(1000 立方メートル)	水ストレス地域の割合
総取水量	a	e%
総消費水量	b	f%

当社グループは、地下水資源から水を汲み上げています。地下水は淡水源から採取されます。水は鉱山の操業を通じて消費され、水の蒸発と排出も含まれます。

水使用(石油)

EM-EP-
140a.1

	FY25(2025 年次報告期間)	
	合計(1000 立方メートル)	水ストレス地域の割合
地表水から引き出された水	a	
地下水から引き出された水	b	
総取水量	a+b	e%
総消費水量	c	f%

当社グループは、地表水と地下水資源から水を汲み上げています。汲み上げられた地表水は、淡水の法的定義を満たしていない(以下でさらに説明します)。地下水は淡水源から採取されます。水は油田の操業を通じて消費され、水の蒸発と排出も含まれます。

当社グループの鉱山及び油田が所在する法域における淡水の法的定義には若干の違いがあります。ただし、各定義では、淡水とは、溶解固体物が1,000ppm未満の水を指し、これは指標EM-MM-140a.1及びEM-EP-140a.1(パラグラフ2.1)に規定される定義と一致しています。

EM-EP-
140a.2

当社グループの鉱業・石油事業の指標における水ストレス地域は、世界資源研究所(WRI)の水リスク地図 (Water Risk Atlas) ツールである「Aqueduct」によって、「ベースライン水ストレス」が「高い(40~80%)」又は「極めて高い(>80%)」と分類された場所となっています。

発生した生成水及び逆流水	FY25(2025 年次報告期間)
発生した生成水(1,000 立方メートル)	a
生成水排出量(%)	b%
生成水注入量(%)	c%
生成水のリサイクル率(%)	d%
排出水中の炭化水素含有量(メートルトン)	E

生成水とは、石油やガスの抽出中に炭化水素を含む地層から得られる水(海水)を指します。生成水には、地層水と注入水があります。当社グループは、業務の一環として逆流水を発生させることはできません。水のX%は海に排出され、Y%は水域に排出されます。排出された水の炭化水素含有量は、当社グループが産出する油田の各場所において、規制当局が定めた試験方法を用いて測定しました。

5.5 企業固有の指標

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

IFRS S1 号は、企業がサステナビリティ関連のリスク又は機会及びサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連するパフォーマンスを測定及びモニタリングするために使用する指標を開示することを企業に求めている。これには、企業によって開発された指標が含まれる。サステナビリティ関連のリスク又は機会を測定及びモニタリングするために使用される指標は、産業横断的又は産業固有の指標としても開示されているため、一部の企業は開示する企業固有の指標を持たない場合がある(例えば、企業は GHG 排出量を使用して気候関連リスクを測定及びモニタリングする場合がある)。

採掘用電気フリート

	FY25(2025 年次報告期間)
ICE 自動車 - 稼働中の車両数	a
ICE 自動車 - 走行距離	b kms
ICE 自動車 - GHG 排出量	c
電気自動車 - 稼働中の車両数	d
電気自動車 - 走行距離	e kms
全フリートに占める電気自動車の割合	f%
走行キロあたりの GHG 排出量(総フリート)	g

S1.46(b)
一般基準
32(2)
気候基準87

稼働中の車両とは、報告日(2025年12月31日)の時点で使用中又は使用可能な状態を維持している車両です。稼働中の車両には、取得されたがまだ鉱山現場に配備されていない車両や、販売又は処分のために廃止又は現場から撤去された車両は含まれません。走行距離は、当社グループが運営する既存のフリート管理システムから算出されています。GHG排出量とは、当社グループのGHG排出開示と同一の基準で算定した車両に起因するスコープ1のGHG排出量をいいます。これらの指標は、第三者によって検証されていません。

5.6 気候関連の目標

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

企業は、選択した気候関連の目標を開示する必要がある。

以下の表は、IFRS S2.33-35 による要求事項と、企業が情報を開示する方法を例示している。この表は、要求事項に対して完全であること、又は例示した範囲内での事実のパターンを正確に表すことを意図したものではない。

1a)	探掘用電気フリートへの移行	
指標	探掘用フリートのうち、電気自動車に転換された車両の割合(%)	S2.33(a)-(h) 気候基準92 (1), (3)-(9)
目的	スコープ1及び2のGHG排出量の削減	
スコープ	すべての事業(国際事業を含む)と探掘用全フリートに適用されます	
目標が適用される期間	2025-2030	
進捗が測定される基礎となる期間	2023	
マイルストーンと中間目標	2026年までに50%の転換 2030年までに100%の転換	
目標の種類(絶対量又は原単位)	絶対量目標	
法域のコミットメントとの整合性	最新の国際気候協定(パリ協定)から情報を得ています	
検証	目標と方法論は、[第三者検証機関名]によって検証されています	
レビュー・プロセス	この目標は、ESG委員会によって四半期ごとにレビューされ、「ガバナンス」セクションに示されているESG目標のエスカレーション・プロセスに従います	S2.34(a)-(d) 気候基準93-94
進行状況をモニタリングするための指標:	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転換されたフリートと転換される予定のフリートの割合(四半期ごと) ・ スコープ1排出削減実績(年間) 	
見直し	目標の見直しについては、気候関連年次報告書で開示・説明していきます。当期の目標に対する見直しは行われていません	
年度中に達成した進捗と年度末の状況	当社グループは、この目標の達成に向けて今期に大きく前進し、基準年と比較して、探掘用フリートの43%が電気自動車に転換されました	S2.35 気候基準95

1b)	スコープ 1・2 排出量を 30%削減する目標	
指標	2023 年を基準として、2050 年までにスコープ 1 及び 2 のポートフォリオ全体の排出量(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素)をネットゼロに削減(CO_2 相当に換算)	S2.33(a)-(h) 気候基準 92(1), (3)-(9)
目的	スコープ 1 及び 2 の GHG 排出量の削減	
スコープ	報告企業内のポートフォリオに対して適用	
目標が適用される期間	2025-2050	
進捗が測定される基礎となる期間	2023	
マイルストーンと中間目標	2030 年までに 30%の転換	
目標の種類(絶対量又は原単位)	絶対量目標	
カーボン・クレジット	2030 年までの中間目標達成に向けて、一部のカーボン・クレジットの利用が計画されています(炭素削減計画量の XX%を上限としています) 2050 年の長期目標については、この目標を達成するためのカーボン・クレジットの利用計画はありません。このアプローチについては、次のセクションで詳しく説明します	
法域のコミットメントとの整合性	最新の国際気候協定(パリ協定)から情報を得ています	
検証	目標と方法論は、[第三者検証機関名]によって検証されています	
レビュー・プロセス	この目標は、ESG 委員会によって四半期ごとにレビューされ、「ガバナンス」セクションに定められた ESG 目標のエスカレーションプロセスに従います	S2.34(a)-(d) 気候基準93- 94
進行状況をモニタリングするための指標:	2049 年末までにポートフォリオ全体の排出量をネットゼロに削減	
見直し	目標の見直しについては、気候関連年次報告書で開示され、説明されます 当期の目標に対する見直しは行われていません	
年度中に達成した進捗と年度末の状況	当社グループは、2050 年目標の達成に向けたパスウェイを示しています 当社グループは、この目標に向け引き続き前進しており、今年度は 15%の削減を達成しました	S2.35 気候基準95

IFRS サステナビリティ開示基準の解説

IFRS S2 号は、企業がセクター別脱炭素アプローチを用いて目標を導き出したかどうかを開示することを企業に求めている。(IFRS S2.36(d))。当社グループの例示において、セクター別脱炭素アプローチから導き出された目標はない。

IFRS S2.35 は、企業に対し、気候関連の目標のそれぞれに対するパフォーマンスに関する情報を開示することを求めており、これには、企業のパフォーマンスの傾向や変化についての分析が含まれる。当年度は報告初年度であるため、傾向についての分析は行われていない。

目標設定のプロセスとレビュー・アプローチ

当社グループの気候目標とこれらの目標設定の方法論は、2025年1月に独立した第三者機関であるXYZコンサルタントによって検証されました。

当社グループは、気候目標のレビューを四半期ごとに実施しています。これらのレビューには、社内の専門家と外部アドバイザーの両方を含むESG委員会による包括的な評価が含まれます。

気候目標に対する進捗は、GHG排出原単位、再生可能エネルギーの使用、エネルギー効率の改善など、一連の主要パフォーマンス評価指標(KPI)を使用してモニタリングされます。

目標の見直しは、四半期ごとのレビューの結果に基づいて行われます。例えば、目標が野心的すぎる、又は十分に野心的でないことが判明した場合、それに応じて調整が行われます。各見直しにおいては、取締役会による詳細な説明と承認を伴い、見直しの背後にある根拠が強調されます。当期においては以前に設定した目標の見直しはありません。

気候関連の目標に対するパフォーマンス

当社グループは、カーボン・フットプリントの削減において大きく進展しました。この1年間で、当社グループはGHG排出原単位をXXX%削減し、年間目標のXXX%を上回りました。この分析は、再生可能エネルギープロジェクトへの投資の増加と、事業全体でのエネルギー効率の高い技術の導入により、当社グループの気候関連のパフォーマンスにプラスの傾向が見られることを示しています。さらに、サプライチェーン管理において、より持続可能な取り組みへの明確な転換があり、全体的なパフォーマンスの向上に貢献しています。

目標達成に向けたカーボン・クレジットの計画的な活用

当社グループの主な目標は、構造的な削減措置を通じて事業上のGHG排出量を削減することです。当社グループは、効果的なGHG削減戦略を実施することで排出削減目標の達成を目指していますが、現在から2030年の中間目標までの間は、目標達成に向けて順調に推移するよう、当社グループはボランタリー・カーボン・クレジットを使用して不足分を埋める計画であることに留意しています。

当社グループのカーボン・クレジットへのアプローチはダイナミックで、より広範な排出削減目標の達成に向かって進化します。当社グループは、直接的な削減措置を通じてカーボン・フットプリントの削減に取り組んでおり、カーボン・クレジットは排出削減目標を達成するための戦略において補助的な役割を果たしています。当社グループは、自然を基盤とした質の高いプロジェクトを優先し、商業的に実行可能となるにつれて、自然と技術の両方のカーボンソリューションで新たな機会を模索し続けます。当社グループは、可能な限り自然を活用した解決策からカーボン・クレジットを調達することを優先しますが、自然を活用したカーボン・クレジットの利用は、XYZ政府のカーボン・クレジット・スキームによって検証されているか、国際基準に従って登録されている場合に限ります。新規植林などのこれらのプロジェクトは、環境やコミュニティに幅広い利益をもたらします。将来的には、商業的に実行可能となり、XYZ政府のカーボン・クレジット・スキームによってサポートされれば、大気中からの二酸化炭素直接回収などの技術的なカーボン・クレジットも探求する可能性があります。

IFRSサステナビリティ開示基準の解説

IFRS S2号は、企業が使用することを計画するカーボン・クレジットの信頼性と十全性を理解するために、一般目的財務報告書の利用者に必要なその他の要素(例えば、カーボン・オフセットの永続性に関する仮定)を開示することを企業に求めている(IFRS S2.36(e)(iv))。

例示されていない開示要求事項

本書は、以下の開示要求事項の開示例を示すものではありません。

トピック	ISSB 基準の参照先	開示チェックリストの参照先	(参考) SSBJ 基準の参照先
概念的基礎:重要性	IFRS S1.17 IFRS S1.B32-B36	Q1-Q4	適用基準 48 適用基準 11-15
つながりのある情報	IFRS S1.21-24 IFRS S1.B42	Q6-Q13	適用基準 7, 8, 29, 30 適用基準 31
ガバナンス:不必要的重複の回避	IFRS S2.7	Q28	気候基準 12
戦略:戦略及び意思決定	IFRS S2.14(c)	Q46	気候基準 28(3)
戦略:財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー	IFRS S2.19-21	Q52-Q54	気候基準 25-27
リスク管理:不必要的重複の回避	IFRS S2.26	Q87	気候基準 42
指標及び目標: 全般的要求事項	IFRS S2.27 IFRS S1.53	Q88	気候基準 43 一般基準 31、気候基準 45
指標及び目標: 全般的要求事項	IFRS S2. B56(a) and B57(b)	Q99-Q100	気候基準 72, 73
指標及び目標: 温室効果ガス排出-ファイナ ンスド・エミッション	IFRS S2.29(a)(vi)(2) IFRS S2. B61-B63	Q101-Q129	気候基準 57(※異なる定めあり) 気候基準 C4, C5-C6(※異なる定めあり)
指標及び目標: 産業横断的指標	IFRS S2.29(c) IFRS S2.29(d)	Q131 - Q132	気候基準 80(※異なる定めあり) 気候基準 81(※異なる定めあり)
指標及び目標: 企業固有の指標	IFRS S1.49 IFRS S1.50	Q141-Q146	一般基準 35、気候基準 88 一般基準 36, BC60、気候基準 89, BC203
開示の記載場所	IFRS S1.60 IFRS S1.62、IFRS S1.B47	Q176-Q179	適用基準 62(※異なる定めあり) 適用基準 63、適用基準 66
報告のタイミング	IFRS S1.64-69	Q180-Q185	適用基準 67-68(※異なる定めあり), 69, 71-72, BC136
比較情報	IFRS S1.70 IFRS S1.B50-B54	Q186-Q194	適用基準 73(※異なる定めあり) 適用基準 74-76, BC153、一般基準 37-38、気候基準 90-91
判断	IFRS S1.74	Q196	適用基準 81
測定の不確実性	IFRS S1.77-78	Q197-Q200	適用基準 83-84
誤謬	IFRS S1.83 IFRS S1.B58-B59	Q201-Q205	適用基準 86(※異なる定めあり) 適用基準 88-89

用語集

略語	正式名称
CO ₂	二酸化炭素
CO ₂ -e	CO ₂ 相当
CEO	最高経営責任者
CTAP	気候変動対策移行計画
GHG	温室効果ガス
GWP	地球温暖化係数
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
NDC	国が決定する貢献
PPA	電力購入契約

用語	用語の説明
二酸化炭素回収	産業及びエネルギー関連の発生源からの二酸化炭素の分離プロセス
二酸化炭素回収・貯留(CCS)	二酸化炭素を回収し、回収した二酸化炭素を長期的に大気から隔離された貯蔵場所へ輸送するプロセス 二酸化炭素回収の定義を参照
カーボン・クレジット	カーボン・クレジット・プログラムによって発行され、温室効果ガスの排出削減又は除去を表す排出単位 カーボン・クレジットは、電子登録によって一意にシリアル化され、発行され、追跡され、無効化される。
CO ₂ 相当	それぞれの温室効果ガスの地球温暖化係数を示す普遍的な測定単位であり、二酸化炭素の地球温暖化係数を 1 単位として用いて表される。本単位は、さまざまな温室効果ガスの放出(releasing)又は放出(releasing)の回避を共通の基準(basis)で評価するために使用される
排出係数	活動データを温室効果ガス排出量データに変換する係数(例:燃料消費 GJ 当たりの CO ₂ -e/kg 排出量、電力使用量 KWh 当たりの CO ₂ -e/kg 排出量)
GHG プロトコル	民間及び公共セクターの事業活動、バリュー・チェーン、緩和行動からの温室効果ガス排出量を測定及び管理するための、世界的に認められ標準化されたフレームワーク
地球温暖化係数	特定の温室効果ガス 1 単位が放射バランスに与えるインパクト(大気への悪影響(harm)の度合い)について、二酸化炭素 1 単位の放射バランスに与えるインパクトと比較して説明する係数
パリ協定の目標	パリ協定の主要な目標は、世界の平均気温上昇を産業革命前の水準から 2°C 以下に抑え、その上昇を産業革命前の水準から 1.5°C に抑える努力を追求するという長期目標である
温室効果ガス	二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC _s)、パーフルオロカーボン類(PFC _s)、六フッ化硫黄(SF ₆)、三フッ化窒素(NF ₃)の人為起源の CO ₂ 相当の総排出量
気候変動に関する政府間パネル	気候変動に関する科学的評価を行う国連機関
当社グループの世界観	戦略的プランニングで使用されるプランニング範囲内の 3 つのプランニングケースの一つで、「最も可能性の高い」結果である
パリ協定	気候変動に対峙し、その影響への適応に向けた取り組みを強化し、開発途上国の取り組みを支援するための国連気候変動枠組条約締約国間の協定

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、及び先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーフームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

About EY Global Corporate Reporting Services Group

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の財政状態や業績、そしてそれに影響を及ぼすサステナビリティ関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済に提供します。IFRS会計基準及びIFRSサステナビリティ開示基準(総称してIFRS基準)を含む国際財務報告基準(IFRS)を適用又は移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイダンスは、発展し、進化し続けるIFRS基準を使いこなすために不可欠です。EYグローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、IFRS会計基準及びサステナビリティ開示基準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース(人材と知識)の開発を支援してきました。それによって、EYグローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、グローバルなEYネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提供しています。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーフームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーフームは、皆様が本書を利用したことにより被つたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundation の著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundation の許可を得て EY が複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS 基準への完全なアクセスおよび IFRS Foundation の活動については、<http://eifrs.ifrs.org> をご覧ください。

本資料は UKC 038568.indd(UK) 03/25 の翻訳版です。

ey.com/ja_jp